

陳 情 書 綴

(陳情第34号～第66号)

令和3年第3回 市議會委員會審查分

堺市議會

目 次

陳情第	3 4 号	看護師について.....	1
陳情第	3 5 号	辺野古新基地建設について.....	3
陳情第	3 6 号	辺野古新基地建設について.....	7
陳情第	3 7 号	辺野古新基地建設について.....	9
陳情第	3 8 号	感染症対策について.....	1 1
陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～6項.....	1 3
陳情第	4 0 号	受動喫煙対策についてのうち第1項.....	1 9
陳情第	4 1 号	行政にかかる諸問題についてのうち第1・2項.....	2 1
陳情第	4 2 号	保育施策等についてのうち第1項.....	2 5
陳情第	4 3 号	教育環境の整備についてのうち第1項.....	2 9

(議会運営委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 0 号	受動喫煙対策についてのうち本委員会所管分.....	1 9
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1

(総務財政委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 1 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	2 1
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1
陳情第	4 5 号	図書館行政について.....	3 5

(市民人権委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1

(健康福祉委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 0 号	受動喫煙対策についてのうち本委員会所管分.....	1 9
陳情第	4 1 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	2 1
陳情第	4 2 号	保育施策等についてのうち本委員会所管分.....	2 5
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1

陳情第	4 6 号	野良猫対策について.....	3 7
陳情第	4 7 号	野良猫対策について.....	3 9
陳情第	4 8 号	障害者施策の充実について.....	4 1
陳情第	4 9 号	衛生研究所について.....	4 3
陳情第	5 0 号	新型コロナウイルスワクチンについて.....	4 5
陳情第	5 1 号	児童自立支援施設について.....	4 7

(産業環境委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 1 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	2 1
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1
陳情第	5 2 号	美術館について.....	4 9
陳情第	5 3 号	堺台場について.....	5 1
陳情第	5 4 号	北区の地域文化施設について.....	5 3
陳情第	5 5 号	スポーツ施策について.....	5 5

(建設委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1
陳情第	5 6 号	堺環濠都市北部地区について.....	5 7
陳情第	5 7 号	公共交通について.....	6 3
陳情第	5 8 号	交通対策について.....	6 5

(文教委員会)

陳情第	3 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 3
陳情第	4 1 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	2 1
陳情第	4 2 号	保育施策等についてのうち本委員会所管分.....	2 5
陳情第	4 3 号	教育環境の整備についてのうち本委員会所管分.....	2 9
陳情第	4 4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	3 1
陳情第	5 9 号	学校図書館について.....	6 7
陳情第	6 0 号	図書館行政について.....	6 9
陳情第	6 1 号	公立幼稚園について.....	7 3
陳情第	6 2 号	感染症対策について.....	7 5
陳情第	6 3 号	少人数学級について.....	7 7
陳情第	6 4 号	放課後施策について.....	7 9
陳情第	6 5 号	放課後施策について.....	8 3
陳情第	6 6 号	放課後施策等について.....	8 7

看護師について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追求 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に意見書を提出することに関する陳情書

陳情の内容

国内には、潜在看護師が約 70 万人います。このため、都道府県単位で、自衛隊の即応予備自衛官制度を参考にした、新組織を創設することを求めます。又即応予備自衛官制度の中に重要な 5 項目（役割、応召義務、教育訓練、採用対象者、処遇）があります。

この 5 項目の中の応召義務は保健師助産師看護師法の制度では、看護師には応召義務はありません、新組織を創設にあたり考慮すべき点です。

今後再び起きうる自然災害、パンデミックに対応する為、都道府県単位の新組織の制度設計を早急に行うように、堺市議会は意見書を厚生労働省に提出してください。

<陳情事項>

堺市議会において、パンデミックに潜在看護師を活用するため、自衛隊の即応予備自衛官制度を参考とした、都道府県単位の新組織を求める意見書を厚生労働省に提出してください。

受理年月日 令和 3 年 6 月 11 日

辺野古新基地建設について

陳情者 沖縄県那覇市
「新しい提案」実行委員会
責任者 安里長従
東京都新宿区
全国青年司法書士協議会
会長 阿部健太郎

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情の内容

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。

2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006 年 5 月 30 日及び 2010 年 5 月 28 日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要な事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は 2015 年 4 月 8 日の参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要な事項にあたる」と答弁し、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は SACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO 設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省 HP 「SACO 設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996 年 12 月の SACO 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO 設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決

断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点をとして掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問い合わせに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにはかならない。

5. 法の下の平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下の平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

＜陳情事項＞

以下を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第 99 条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

受理年月日 令和 3 年 6 月 21 日

辺野古新基地建設について

陳 情 者 沖縄県那覇市

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

代表 具志堅 隆 松

貴議会における下記事項の議員提案の要請

陳情の内容

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒涜です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御靈石」は戦没地の土砂と言われています。その「御靈石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様の提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

<陳情事項>

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること。

受理年月日 令和3年7月21日

辺野古新基地建設について

陳情者 埼市北区
豆多敏紀
埼市北区
梶原隆憲
埼市北区
竹林 隆
埼市南区
田中晋一
埼市南区
福山功勝
埼市堀区
前田純一

沖縄辺野古新基地建設に伴う沖縄防衛局の「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」を断念するよう国に要請することを求める旨の意見書の提出を求める事に関する陳情

陳情の内容

現在、国及び沖縄防衛局は沖縄辺野古新基地建設に伴う海面埋め立てに使うための土砂を沖縄本島南部地域からも採取しようと計画しています。76年前、アジア太平洋戦争で住民を巻き込んだ激しい地上戦となった沖縄本島南部地域は軍民間わず多くの人々が犠牲になりました。この沖縄戦での犠牲者（死者）は一般住民約9万4,000人、日本軍9万4,136人、米軍1万2,520人の計約20万人とされていますが、正確な数は今も分かっていません。犠牲者の多くがどこで亡くなったかも不明のままであり、そのため遺骨が今もこの南部地域の大地に埋もれたままになっていると推測されます。76年前の凄惨かつ過酷な戦場を生き延びた人々が、まだ見つからない親、兄弟、姉妹の遺骨を探し求めている現実は今も続いているのです。

本来、戦没者の遺骨収集は、国の責務として最大限の努力を傾注すべき大切な事業です。これまで多くのボランティアの方々がこの南部地域で遺骨の発掘に努力されてきました。もっと国が責任

を持って大規模な遺骨発掘事業をしてほしいとボランティアの方々をはじめ多方面からの期待と要望が高まっていた中での南部地域土砂採取計画は戦没者の遺骨収集事業を疎かにする無責任な計画だと言わざるを得ません。沖縄戦で犠牲になった戦没者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなど「戦没者を二度殺す」ことであり、戦没者と遺族への冒涜と言わざるを得ません。

今回の南部地域の土砂採取計画は沖縄だけの問題ではありません。沖縄戦で亡くなった77,000名をこえる日本兵は全国から沖縄に派兵された青年達です。大阪を出身地とする2,300人以上の青年たちも犠牲になり、その多くもこの沖縄南部地域の大地にお骨となって眠ったままです。

以上、人道的な観点から、一日も早く沖縄防衛局の「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」を断念すべきであり、そのことを国に要請することを求める旨の意見書の提出を強く求めます。

受理年月日 令和3年8月10日

感染症対策について

陳情者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤克助

国に感染症専門病院を設立すべきと堺市議会は意見書を提出することについての陳情

陳情の内容

明治から昭和の戦中戦後までは、日本の医療提供体制は感染症との戦いと言われても過言ではありませんでした。しかし、戦後栄養状態の改善や、結核に対しては化学療法剤などが誕生して、大幅に結核の死亡者が減少しました。この時期から医療提供体制は感染症から成人病（脳疾患、心疾患、がん）に移行して行きます。

そして、現在の国内の医療提供体制の公的、民間の比率は公的病院数約20%、民間病院数約80%です。このように、感染症対策を主に担っている公的病院に過度に負担がかかっているのが現状です。

又地理的に島国である我が国は、戦後のパンデミックの脅威を逃れていきましたが、国の政策の一つとして観光立国をめざしているので、今回のパンデミックが終息すれば再び外国から多くの人々が入国します。国はパンデミックについては国の防衛政策と同じく有事と考えるべきです。

それゆえに、大都市圏に公的感染症専門病院を設立するように堺市議会は厚生労働省に意見書を提出して下さるようお願いする次第です。

<陳情事項>

国に公的感染症専門病院を大都市圏に設立するように堺市議会は厚生労働省に意見書を提出して下さい。

受理年月日 令和3年7月28日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高宮洋子

長川堂 いく子

畠山久子

滝口和美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根の運動を進めています。もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、格差のない市民主体で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また国に対しても、新型コロナウイルス感染などに対する対策が遅れ、市民の不安が大きくなっています。医療体制、感染対策、また生活保障など堺市独自の対策も強めてください。

温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、いつ起こるかわからない災害から命を守るためにの施策も必須です。

社会保障など堺市の優れた施策はさらに前進させ、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として目に見えるよう「自治体と市民の繋がりの強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. 大阪ベイエリア開発に伴う堺インバウンド政策は見直して下さい。また堺市長は「副首都推進本部」への参加をやめ、議会としてIR型（統合リゾート施設）カジノの誘致を見直すように大阪府に強く要望してください。
2. 消費税率増収分は全て社会保障に充てられていますとの事でしたが、私たち市民にはその実感がありません。コロナ禍で世界は、61カ国が消費税を下げています。低所得者にとって大きな負担になる消費税は下げるべきです。議会として国に消費税の引き下げを要望してください

さい。

3. 75歳以上の医療費の2割負担は後期高齢者が必要とする受診が抑制される事態が予想されます。医療費の2割負担を撤回するよう議会として国・大阪府に要望してください。
4. 「核兵器禁止条約」が55か国の批准で実行されることになりました。唯一の被爆国である日本の国民の72%が批准を望んでいます。民意を尊重し、議会としても日本政府に働きかけてください。
5. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。核兵器の抑止力による世界の平和を脅かす情勢でなく、平和な国際協力を求め、日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を議会としても示してください。
6. 突出する防衛費を減らし、コロナ禍において市民の暮らしに予算を増やすよう、議会としても国に要望してください。

議会運営委員会審査分

7. 「広報さかい」の紙面の充実を要望しつづけています。配布方法、議会だよりの別だて執行など市民への広報の大切な手段の一つですので、改善してください。

総務財政委員会審査分

8. 「住民自治基本条例」は名称こそ違いますが大阪府内14市町村で制定されています。堺市はなぜ制定しないのでしょうか。その理由を示してください。行政の怠慢だとここに確信します。政令市として市民の権利が守られ、市民の意見が反映できる基本条例を草案できる機会を早急に要望します。
9. 市長と市民が対話できるような場については、いろいろな機会をとらえて場を設けてこられたとのことですが、市民からすると目に見えない存在に映っています。各区ごとに市民との直接対話の場を設け、市民の声を聞き、交流の場を増やしてください。現在はコロナ禍で、集いなど開けない状態ですが、事業の見直しについては、堺市民の声を聞き、市民が納得いく市政運営を工夫してください。双方向で対話できる場を作ってください。
10. 「広報さかい」の紙面の充実を要望しつづけています。配布方法、議会だよりの別だて執行など市民への広報の大切な手段の一つですので、改善してください。リニューアルの方針についてもお示しください。
11. 「府民だより」については回答がありませんでした。全戸に配布されるよう府に具体的な対応を要望してください。
12. 大阪ベイエリア開発に伴う堺インバウンド政策は見直して下さい。また堺市長は「副首都推進本部」への参加をやめ、堺市としてIR型（統合リゾート施設）カジノの誘致を見直す

ように大阪府に強く要望してください。

13. 堺市では、個人情報を取り扱う業務委託を行う際に「堺市個人情報取扱い事務の委託等に関する基準」に基づいて契約していると聞きます。しかし一方で個人情報の漏洩事故のニュースを耳にします。個人情報に関する事故が絶対に起こらないように市として責任をもって、受託業者や再受託先の業者に監督、指導を行ってください。
14. 自衛隊員募集のために使われる名簿の提供について、除外を希望する人には除外できることを広報などで周知してください。また宛名のラベルシールを提出しているとお聞きしましたが、そういう実務を市が請け負わないでください。
15. 堺市の財産である所有地の売却については地元の声をしっかり聞いて進めてください。広報さかい7月号の北区新金岡町4丁8番2については、地元から様々な要望があるにも関わらず、商業ベースでのぼりを立て、高額提示した業者に売却するという進め方には納得がいかないという声が届いています。「利用用途がない財産」として「市の財産確保のため」売却されてしまうことはたまりません。一般に売却せずにできるだけ市民のために有効利用してください。多様につかえる会館や、公の施設として活用してください。
16. 消費税率増収分は全て社会保障に充てられていますとの事でしたが、私たち市民にはその実感がありません。コロナ禍で世界は、61カ国が消費税を下げています。低所得者にとって大きな負担になる消費税は下げるべきです。市として国に消費税の引き下げを要望してください。
17. 突出する防衛費を減らし、コロナ禍において市民の暮らしに予算を増やすよう、市としても国に要望してください。
18. 選挙の投票率向上のため、いろいろ努力されているときますが、老齢化が進む中で一人暮らしの人が投票する意思があるにも関わらず投票所に行きづらく、棄権してしまうことがあります。そのような棄権を防ぐために、郵便投票制度や、要介護の人に限らず投票できる対策を考えしてください。アンケート調査などで実態を調べるなど棄権防止の努力をしてください。

市民人権委員会審査分

19. 災害時に避難所として指定されている小中学校の体育館にエアコンを設置してください。
20. 各区における町づくりにおいて、身近な市民の声や要望を議論し提案する「区民評議会」が「政策会議」と改められました。この会議はどのような目的と運営をするのでしょうか。また各区で早く実施されることを要求します。住民の声が届き、実現できる市民参加を基本の自治体にしてください。また会議の議論の内容を市民に知らせてください。
21. 市民の相談窓口については、区役所内には項目別に相談窓口が設けられていますが、限ら

れています。回答では区役所以外にも設けているものや、住まいの区以外の区役所でも相談できるとありましたが、実際どこにどうあるのか広くわかるように広報で知らせてください。何よりも身近なところで相談できることを望みます。

22. 広い堺市に公民館が6か所では少なすぎます。区に一つもない所があり公平性にかけます。東区・美原区・南区にせめて一か所はつくってください。老人福祉センターが4～5年後に廃止の予定と聞きました。機能を残し、介護予防や社会参加できる公民館としても使用できるようにしてください。
23. 女性が日常的に安心して集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。女性の社会参加のためにも各区に女性センターをつくってください。
24. 「核兵器禁止条約」が55か国の批准で実行されることになりました。唯一の被爆国である日本の国民の72%が批准を望んでいます。民意を尊重し、市としても日本政府に働きかけてください。
25. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行ってています。核兵器の抑止力による世界の平和を脅かす情勢でなく、平和な国際協力を求め、日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を市としても示してください。
26. 原爆など戦争の実相が風化しないよう、市としても取り組みを強めてください。

健康福祉委員会審査分

27. 新型コロナウイルス感染が急速に拡大して、医療体制のひっ迫が危惧されています。入院が必要な人は必ず入院できるようにするとともに、自宅療養となった場合も、命を守るために安心して適切な医療を受けられるよう、市としても保健所・医療機関・医療従事者を具体的に支援してください。
PCR検査の供給能力も向上しています。体調が悪くなって不安になったときに、職場や学校・地域などでもっと簡単に検査ができるように市の責任として体制を作ってください。
65歳以上のワクチン接種が進み、高齢者の重症者抑制に効果をあげています。希望者が必ず接種でき、取り残される人がいないようにしてください。今後、より年齢の低い世代に対してのワクチン接種についても、わかりやすく情報を発信して確実に進めていけるように取り組んでください。
28. 国民健康保険料は市民にとって大きな負担となっています。堺市の基金からの繰り入れを増やすなど努力をしてください。令和5年度以降も激変緩和措置を引き続き続けてください。
29. 75歳以上の医療費の2割負担は後期高齢者が必要とする受診が抑制される事態が予想されます。医療費の2割負担を撤回するよう堺市として国・大阪府に要望してください。
30. 加齢性難聴は本人にとって自覚しづらく、生活に不備をきたします。聴力検査・検診の実

施と補聴器購入の助成制度をつくってください。他市での助成制度は、何年も前から実施している所もあり、認知症予防のためにも早急に要望します。

31. コロナ禍で家庭内のDVが多くなっていることが明らかになりました。学校や園などを含め、実態の把握のシステムを強化し、シェルターなど被害者の安全対策を強めてください。

産業環境委員会審査分

32. 現在のコロナ禍による非常事態に、シングルマザーや働く女性の仕事の場や収入も減られ、暮らしに深刻な影響を与えています。女性の自死も昨年の約2倍になっているとの報道がありました。堺市としても独自にコロナ禍による休業・雇止めに対する支援を強めてください。

建設委員会審査分

33. 公共交通を軸にした堺市内の交通網の充実を進めてください。特にバス、自転車は交通弱者に必須でエコにも役立つ移動手段です。おでかけ応援バス制度の更なる充実、安全なバス停留所やバス路線の充実、安全な自転車レーンなど自転車道の整備や駐輪場の設置など細かく進めてください。市民の公共交通利用率97%の算出が実態に合うかどうかの検証を具体的に進めてください。

34. おでかけ応援バスは、高齢者の健康増進や社会参加に役立っていると同時に経済効果もあります。現行の65歳以上からの制度を守ってください。

35. 堺市の水道事業について、水の安心・安全は市民生活及び生命に直結するものであることから民営化しないでください。

文教委員会審査分

36. 市立図書館は、乳幼児から高齢者に至るまで全生涯にわたって市民の知的生活の基盤ともいえる市民の宝です。今後も、教育委員会所轄のもと市の責任において市の直接管理で存続させてください。障がいを持った市民や高齢者が利用しやすいようにバリアフリー化を進めてください。古くなって傷んだ資料も散見され、また、リクエストの多い書籍は予約してもかなり長い期間順番待ちを余儀なくされています。政令市に見合うように図書館資料購入の予算を増やしてください。

37. 子どもたちに安心・安全な給食を提供するためにも、残留農薬が気になる外国産の小麦ではなく国産小麦を使用出来るように努力して下さい。

38. 学校給食法では保護者負担となっていますが、憲法の「教育は無償である」ことを重視し、コロナ禍で家庭の貧困が社会問題となっている今、給食費の無償化を実施して下さい。

39. 全員喫食の中学校給食は、昼食を用意出来ない多くの子どもたちの実情を考え、一刻も早く始めて下さい。小中一貫校はすぐにでも始められます。また「中学校給食」を就学援助制度にすぐにでも入れてください。
40. 小・中学校共に全学年で30人学級の実現に向けて、正規の教職員を増やすための予算を確保して下さい。支援が必要な子どもたちが増え、学級定数を上回るクラスが増えています。
また少人数学級を実施して、中学校の教室にロッカーを置くことができるよう教室の環境整備を急いで下さい。
41. 英語教育やパソコンのサポートなど、今後の教育の充実と子どもたちの学力を保障していくため、正規の教員定数の増員を要望します。
42. GIGAスクール構想が進められていますが、教職員の研修と環境整備がまだこれからと聞いています。授業を進める上で子どもたち一人ひとりに向き合える教育を大事にして下さい。これまでの、集団の中での共同の学びの豊かさが損なわれないか心配です。通信費のランニングコストも大きく、保護者負担がどうなるか不透明です。公教育としての予算を確保して下さい。
43. のびのびルームなど放課後事業では、40人定員を大幅に上回る子どもたちが密に過ごしている学校が非常に多いのが現状です。コロナ禍での運営を早急に改善出来るように条例を見直し、実態を把握して、ゆとりのある教室数と指導員の増員を急いで下さい。
また、プロポーザル方式は廃止し、これまでの事業運営や児童・保護者との信頼関係を維持できるように行政が責任をもって管理運営してください。
44. こどもたちの学校生活を保障するため、トイレの洋式化を早急に進めて下さい。進捗状況と今後の計画を教えて下さい。
45. 経済的な事情などで必要な生理用品が手に入らないことが社会問題になっています。生理中の児童・生徒の休校が増えています。「急に生理になった」「予備を忘れて気になったまま授業を受けた」など、子どもたちの切実な声も聞きます。4年生以上の学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置するよう、早急に実施して下さい。
46. こどもたちの豊かな教育を保障して学習を深めるためにも図書室の充実は必要不可欠です。
全ての学校図書室に正規の司書を一人置いて下さい。

受理年月日 令和3年8月10日

受動喫煙対策について

陳情者 堺市南区

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事

一般社団法人 日本禁煙学会 理事

野上 浩志

児童福祉施設の受動喫煙ゼロの規定制定のお願い

陳情の内容

1. 児童福祉施設（児童福祉法第7条1による）は、健康増進法による第一種施設として、敷地内禁煙が定められているはずです。

しかし、同施設に入所の親子の居宅がある場合は禁煙は例外規定となっているところで（健康増進法第40条：「人の居住の用に供する場所は禁煙の適用外とする」）、ベランダでの喫煙により、換気口や窓の開閉などを通して近接の居室で受動喫煙の危害を受け、母子ともに健康を害している（乳幼児を含め、ぜん息、呼吸器不調、咳、風邪症状、頭痛など）との堺市内での事例相談が本会に寄せられました。

（施設管理者は、居室内での喫煙による汚れと火災防止等から居室内の禁煙を定めていて、ベランダを喫煙可としている。）

2. 健康増進法第27条は、施設管理者も喫煙者も、受動喫煙の害を周りに及ぼしてはならない配慮義務を定め、大阪府受動喫煙防止条例第4条および大阪府子どもの受動喫煙防止条例第3条も、同様の趣旨の努力義務を定めています。

3. 兵庫県受動喫煙防止条例では「学校、病院、児童福祉施設等の敷地の周囲において喫煙をしてはならない」との上乗せ規定により、児童福祉施設は例外なく敷地内禁煙としています。

(1) 広島県がん対策推進条例も「第2条(3)および第24条・第25条：児童福祉施設は敷地内完全禁煙」を規定しています。（上乗せ規定）

(2) 山形県および秋田県も、受動喫煙防止条例と健康増進法の趣旨を踏まえ、同施設内は敷地内禁煙となっています（問い合わせによる回答）。

4. 健康増進法第40条：「人の居住の用に供する場所は禁煙の適用外とする」の規定は、元々は、

ホテル・旅館の客室、鉄道や船舶の客室を想定している趣旨と理解すべきではないでしょうか。第一種施設の、しかも児童の入所施設がこの法の例外規定により受動喫煙の危害を受け続け、改善要請も無視されているのは、法および大阪府受動喫煙防止条例の受動喫煙防止の趣旨からは看過されるべきではないと思います。

厚生労働省の「改正健康増進法の施行に関する Q&A」に、このような児童福祉施設や高齢者向け施設などの適用除外例が列記されていますが、これらの施設はいずれも受動喫煙の危害防止がはかり難いし、施設管理者により禁煙とされている施設も少なくありません。

かつ児童福祉施設をこれらと同列に適用除外とするのは、子ども・未成年者・妊婦を受動喫煙の危害から守る法と条例の重点趣旨から大きく外れた不当性・不法性があるように思います。

兵庫県受動喫煙防止法条例や広島県がん対策推進条例のような上乗せ規定はその証左といえるのではないですか。

5. 今回の相談事例については、本会より、堺市の所管の部署に、施設側に改善の善処を要請・指導するよう何度もお願いし続けているところですが、禁煙の尊守規定がないとして、施設管理者側に改善の意向は今現在までに見られないようで、入所の親子は受動喫煙の危害を受け続けています。

＜陳情事項＞

1. 議会として大阪府にも大阪府受動喫煙防止条例での上乗せ規定の措置制定、および国（厚生労働省）にも健康増進法の措置改定あるいは法改定の意見書提出もあわせてお願い申し上げます。

議会運営委員会審査分

2. 堺市議会で、受動喫煙ゼロの規定の制定、あるいは兵庫県受動喫煙防止条例や広島県がん対策推進条例のような上乗せ規定の条例・規則を早急に制定いただけるようお願い申し上げます。

健康福祉委員会審査分

3. ベランダでの受動喫煙による健康被害は、上記 2 の規定を踏まえ、また 3 の上乗せ規定例を勘案すれば、被害者側が我慢し、受忍しなければならないいわれは全くなく、施設管理者側が、ベランダの禁煙（受動喫煙ゼロ）の規定を設ければ改善・解決できるはずですし、健康増進法と府の受動喫煙防止条例を所管する堺市側もそのように指導できるはずです。

受理年月日 令和 3 年 8 月 10 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺市内民商連絡会

代表 奥 野 昭 文

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

コロナ危機を乗り越え、中小零細業者の経営振興と、

持続可能な社会の実現の為の施策を求める陳情書

陳情の内容

私達、民主商工会（民商）は、堺市内で営業し、暮らす中小零細業者が加盟する業者団体です。コロナ危機の下、私達は日夜相談活動を行っていますが、相談や個別の対応ではどうする事も出来ない問題が多くあり、国や自治体の果たすべき役割は益々重要です。小規模企業振興基本法を踏まえ、零細業者が持続可能な社会の実現の為に、以下の事を要望いたします。

<陳情事項>

1. 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を堺市議会として、国へ提出する事。インボイスの実施は消費税非課税業者に大きな影響を与える事から、これを中止する様、国へ意見書を提出する事。
2. マイナンバー制度は憲法違反の制度である事から、議会として廃止を国に求める事。

総務財政委員会審査分

3. カジノIRは市民の生活と健康に害を及ぼす為、大阪府が推進するIR計画に反対し、関連する組織や会議への参加を取りやめる事。堺市税の無駄である為、人員の配置や、予算措置を取らない事。
4. 堺市飲食店感染症対策補助金申請の際、堺市電子申請システムはオンライン上で、マイナ

ンバーカードの使用を前提としていた。この運用は、マイナンバーカードの使用、不使用により行政サービスが受けられなくなる可能性を内包しており、法の下の平等を侵している。本件は当該申請書に係る様式に起因していた事から、今後あらゆる制度において、大阪府等と同様、マイナンバーカードを使用しなくてもよい様に、申請書の様式や制度設計を吟味工夫する事。

5. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
6. 堺市の発注する工事や調達では地元企業への発注を優先する事。地元建設業者の支援策として小規模工事希望者登録制度を創設する事。

健康福祉委員会審査分

7. 高すぎる国民健康保険料を値下げする事。国保に傷病手当制度を創設する事。
8. 国民健康保険の管理を広域化から、再び市へ戻すように働きかける事。国保のコロナ特別減免の比較対象年度がコロナ発生以後の令和2年とされている事は、大きな問題である。市独自として予算措置を取り、令和1年比とするなど、利用しやすい制度に改善する事。
9. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、積極的に減免や、換価の猶予の申請をすすめる事。保険証の取り上げをやめ、資格証明書、短期保険証の発行は行わない事。

産業環境委員会審査分

10. 小規模振興基本法を踏まえ、大企業の社会的責任を明確にした中小企業振興基本条例を制定する事。
11. 堺市独自の融資制度を拡充する事。地元建設業者の支援策として住宅リフォーム助成制度を創設する事。
12. 永藤市政は、財政危機宣言によって、危機を煽り、市民サービスの為の予算を削ろうとする一方、(株)クボタなどへの巨額の補助金や堺港の開発を計画するなど二枚舌と言わざるを得ない。堺市は大企業支援や大型開発の旧世紀型施策では無く、市民や地元零細業者を大切にする施策に予算を取る事。
13. 堺市飲食店感染症対策支援補助金において、コロナ禍で苦しむ自営業者に対し、市税等の完納を要件とした事は如何なものか。零細な飲食店が困難な中、コロナ対策を行う事を支援するという制度趣旨や、自治体として市民に寄り添う姿勢をもう一度学び、今後、同様の制度の確認事項に市税関連の要件を設けない事。
14. 野放図な出退店で地域経済を破壊する大店舗、大型モールをこれ以上堺市に増やさない事。

文教委員会審査分

15. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事。

受理年月日 令和3年8月10日

保育施策等について

陳情者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 澤 あかね

全国福祉保育労働組合大阪地方本部 コスモス分会いづみ保育園班

班長 乾 房代

陳情の内容

はじめに。長びく新型コロナウイルス感染拡大によって、通常保育を行いながらも感染予防に努めた毎日を過ごしています。保育士については、先行してワクチン接種ができるよう堺市として打ち出していただけことは感謝していますが、自園でいつ感染者が出るかという不安と消毒の徹底やマスクの着用、体調管理等、職員の負担は計り知れません。保護者についてもこれまで当たり前に行ってきた行事や日々の生活が同じように出来ない状態で、ご理解やご協力いただくことが続いている。

このような状況下ではありますが、子どもたちの成長、発達を保障できる条件づくりに努め、未来に夢が持てる社会づくりを願って次のことを陳情致します。

<陳情事項>

1. 新型コロナウイルス感染症に対する補助金を使いやすいものにしてください。

昨年度に引き続き補助金の予算化がされていますが、人件費に対するかかり増し経費は、わかりにくく活用しづらい状態です。もう少し施設に合わせて柔軟に補助金が使えるよう改善してください。延長保育や一時預かりに対する補助金も制限があるため、実際は思うように補助金を受けることができません。国に対して議会として意見をあげてください。

健康福祉委員会審査分

2. 任意で行っている予防接種を無料化してください。

保育園等の集団生活では感染症にかかりやすく、また一人がかかってしまうと急速に広がります。法定伝染病などの予防接種は無料ということもあり、各家庭で意識して受けていま

ですが、任意のワクチンは高額で、受けたくても受けられない家庭もあります。また、ワクチン未接種の場合、重篤な合併症を引き起こす恐れもあり、保育園などは健康上配慮の必要な児も在籍があるので、子どもたちの健康を守るためにもすべての予防接種を無料にしてください。

3. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上してください。

産休明けから就学前までの子どもたちが長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためにには、積極的な保健活動が必要です。

子どもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、ケガや事故の対応、また保護者への啓発活動など、看護師の保健活動は多岐にわたります。現行の月額5万円の補助金では十分な時間の配置は行えません。常勤看護師が毎日勤務し、その業務を専任で行えるような配置に見合った予算の計上をしてください。

4. 新型コロナウイルス感染症に対する補助金を使いやすいものにしてください。

昨年度に引き続き補助金の予算化がされていますが、人件費に対するかかり増し経費は、わかりにくく活用しづらい状態です。もう少し施設に合わせて柔軟に補助金が使えるよう改善してください。延長保育や一時預かりに対する補助金も制限があるため、実際は思うように補助金を受けることができません。堺市独自で補助金をつけていただくか園に対して意見をあげてください。

5. 令和3年度に削減された補助金の見直しをしてください。

これまで補助金とされていた保育教諭等充実補助費の加配上限人数が削減され、休暇取得促進支援事業の廃止、地域活動・子育て支援事業費の削減など施設にとっては、大変厳しい状況となっています。コロナ禍で、密を避けた保育や消毒の徹底などこれまで以上に人の手が必要な時に、人員の配置を減らされるのは現状と逆行しているとしか思えません。削減ではなく改善により安心、安全に保育が行えるよう補助金の見直しをしてください。

6. 第2子0～2歳児の保育料無償化と副食費の完全無償化を実施してください。

堺市で4歳、5歳児の第2子以降の無償化などを先だって行い、子育て世帯に優しい施策が行われていると大変うれしく思っていましたが、令和3年4月から実施が予定されていた第2子0～2歳児の保育料無償化について延期ということになりました。多くの方が撤廃を求める署名活動等に声を上げたことで、救済処置として年収380万円までの世帯について第2子の保育料を無償化されることになりました。ですが、対象外となる世帯が多くいるため、全世帯に対して保育料の無償化を早急に実施してください。

合わせて、給食も保育の一環という捉えから、副食費を実費負担ではなく、完全無償化にしてください。

7. 病児保育の施策を充実させてください。

昨年の回答での「堺市子ども子育て総合プラン」において、5ヶ所の設置とありますが、ニーズ量に対して設置計画数を満たしているという根拠とデータを明確に示してください。ニーズを満たしているとあるのに実際、病児保育を断られたという声が多いのは、5ヶ所では補いきれていない現状ということは明らかです。堺市における、年間での病児保育利用世帯数と同時に病児保育を断られた人の割合を明確に提示してください。

訪問型病児保育に関しては、保育中に家庭内の物が破損や紛失した場合などのリスクも危惧していますが、万が一、上記の問題が起こった場合の対応はどのように行うのか説明を求めます。安心して利用できる病児保育所を広げてください。

8. 保育認定の柔軟な取り扱いをしてください。

現行では保護者の就労などの要件によって時間認定されていますが、保護者が就労したにも関わらず月内は短時間認定が継続され、実態にみあっていないことがあります。就労状況確認後、さかのぼって認定するなど早急に見直しをしてください。

9. 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう配慮してください。

兄弟姉妹で別の園になった場合、問題が生じています。毎日の送迎の時間確保が困難であることです。複数の園の送迎では、時間が間に合わない事が多く、その都度、延長料金が発生し家計を圧迫します。行事の日程が異なった場合、仕事などの調整が困難で行事に参加できることがあります。園によっては、園指定の教材が必要な場合があり、家計の支出が増えます。

兄弟姉妹が優先的に同じ園に通えるように、より一層配慮してください。

10. 配置基準の見直しと職員の処遇改善を行ってください。

昨年から新型コロナウイルス感染予防対策として、保育士自身がかからないための努力はもちろんのこと、換気や消毒など今まで以上に子ども達の健康、安全を守るために日々の保育の在り方を見直し、工夫を続けてきました。これまででも堺市として国の基準を上回る職員配置に対する補助や保育士の業務負担の軽減や就業の継続などに関する取り組みをされておられます。今後もコロナ禍で保育を続けていくためには更なる市独自の取り組みが必要です。2020年12月堺市議会では国に先駆け小学校の「30人学級の実現を求める意見書」を可決されました。保育の分野でも1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児12:1、4・5歳児15:1にするなど大胆な配置基準の見直しが急務です。

これまで保育士の勤続年数やキャリアアップに応じた処遇改善を国と共に措置を講じておられますが、子ども達の命を守り、働く保護者を支えるために日々精神的に追い詰められながら働くものとしてはまだまだ納得のいくものではありません。更なる拡充について一緒に国に働きかけて下さい。

また、例年通り人材確保に対する策の継続と拡充も行ってください。

11. 安全確保のための安全保安員の配置必置義務とそのための予算を計上して下さい。

近年、異常気象による自然災害が増えています。また、子どもを巻き込む事故や事件の多さ、プールの監視体制の強化など、様々な事案に対しての対応がより強く求められています。

しかし、周知のとおり人材確保は困難を極め、職員だけでは十分な体制を組むことは困難です。子ども達の安全確保のための業務を専任で配置できるように予算を計上するなど至急対応して下さい。

文教委員会審査分

12. 共働き世帯やひとり親家庭も利用しやすい放課後児童対策を行ってください。

放課後児童対策は少しずつ利用しやすく整備していただき、働く保護者にとって大変助かっています。ただ、利用料は他市に比べて高いので大きな負担を強いられ、利用できない人もいます。同様に、保育所などのように所得に応じた利用料にしてください。

同様に多子世帯に対する無償化をすすめてください。

13. 大学に至るまでの教育費を無償化してください。

子どもひとりにかける教育費を確保する見通しがたたない家庭が増えています。親の経済格差が子の学歴格差に結びつく現状があり、産み控えを選択せざるを得ない家庭があります。日本の未来をつくる子どもたちが、満足に教育を受けられる機会をつくり希望する大学を自由に選択出来るように大学に至るまでの教育費の無償化を堺市からも強く国に働きかけてください。また、就学援助制度を身近に利用できるよう利用範囲の早急な拡充を求める。義務教育中に必要な学用費を全額支給してください。

受理年月日 令和3年8月5日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

伊 藤 厚 子

陳情の内容

昨年来のコロナ禍は、子どもの生活や学校での教育環境に多大な影響を及ぼしています。こうした中でも子どもを誰ひとり取り残さず、成長や学習を保証するため、よりいっそう学校教育の充実が必要です。

子ども一人一人の実態に寄り添った学校運営実現のため、以下要望いたします。

<陳情事項>

1. 「全国学力・学習状況調査」について

生徒や学校・市区町村・都道府県を点数で競わせ、生徒に大きな負担となっている「全国学力・学習状況調査」を中止するよう、国に対して意見書をあげること。

文教委員会審査分

2. 少人数学級について

子どもへのケアの充実のため、教職員を増員して早急に少人数学級を実現すること。2022年度より1年ごとに1学年ずつ実施の予定について、前倒しで実現を行うこと。

3. GIGAスクール構想について

(1) 中教審答申において「ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう、十分に留意することが必要」とあることを踏まえ、拙速なICT活用の推進をしないこと。これまで積み上げてきた教育理念や教育方法を大切にしながら、「そもそも教育とは?」の議論を深め、子どもたちの成長・発達のための「ツール」として有効な活用方法を集団的に検討すること。

(2) ICT機器の活用が依存症や脳・視覚神経の発達などへの影響が心配されることについて、具体的な対策を取ること。

(3) ICT 機器に関して、将来的にも家庭負担がないようにすること。

4. 生理用品のトイレへの設置について

小中学校で提供される生理用品について、保健室だけでなく、児童・生徒が気兼ねなく利用できるようトイレにも生理用品を設置すること。

5. 読書手帳について

「読書手帳」について、教育の政治的中立を確保するため、市長など政治的立場にある人の紹介を行わないこと。民間企業に安易に委ねないこと。

受理年月日 令和3年8月10日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

藤村光治

陳情の内容

堺市は議会改革度調査 8 年連続政令指定都市 1 位になりました。

全国 22/1404 議会（今回）もなりました。市民と議員 48 人わかつてもらいたく陳情しました。

＜陳情事項＞

議会運営委員会審査分

1. 議会は竹山氏の約 2 億 3,000 万円にのぼる政治資金の収支報告漏れ、調査対象を絞り、その関連の政治と金です。

- (1) 政治家や団体主催の忘年会や新年会
- (2) 夏には盆踊り
- (3) 秋祭り会場

竹山前市長は「一生かけて説明したい」と市民に発言しました。

議員 48 名は、解明を進めてください。

2. 堺市の元市議野村友昭氏は選挙が告示になる前に陣営は野村氏の出身高校の卒業生約 1 万人に投票依頼の文書を送った。（129 条）公選法で禁じています。

議員 48 人は選挙で不正はせず、市民の信頼確保に努めてください。

総務財政委員会審査分

3. 未来都市計画を進めてください。

4. 堺市は財政改革が求められています。構造的な財政不足を改めるため、強力に改革を進める必要があります。

財政収支不足の堺市の見通し令和 5 年には - 53 億円です。将来に向かって相当の幅をもつてみる必要があります。歳入を増やして、公務員の給与を上げてください。

5. 職員の子育てと仕事の両立等への支援を進めてください。

6. PCR検査を職員は受けてください。
7. 個人市民税、府民税の課税の誤りが多いです。
令和2年5月18日に納税者からありました。
令和2年度 減額すべきもの 10件 882,500円
増額すべきもの 1件 13,400円
平成31年度 減額すべきもの 14件 648,800円
増額すべきもの 6件 168,100円
平成30年度 減額すべきもの 2件 43,100円
増額すべきもの 2件 217,600円
平成29年度 減額すべきもの 8件 609,400円
平成28年度 減額すべきもの 14件 1,247,500円
合計 57件 3,830,400円

- (1) 発生原因
(2) 今後の対応
(3) 再発防止策

を示してください。

市民人権委員会審査分

8. 地震や台風や多雨、発生時には堺市は迅速に正確な情報を得ることが自分や家族、大切な人の命を守ることにつながります。堺市は情報を市民に周知してください。

9. 男女共同参画センターの別講座を廃止してください。

- ① 世界に誇る折り紙
- ② 色えんぴつクレヨン画
- ③ はじめて和裁
- ④ おうちごはんの基礎
- ⑤ 整理収納おかたづけ
- ⑥ リラックス・アロマ・セラピー
- ⑦ ピラティス
- ⑧ 健康体操
- ⑨ ヨーガ
- ⑩ どこでもゆるトレ
- ⑪ 力のコツを学ぶ合気道
- ⑫ 社交ダンス

⑬ コーラス

⑭ ゴスペル

10. ひったくり、路上強盗、子どもや女性に対する被害情報、特殊詐欺情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報を市民に知らせてください。

健康福祉委員会審査分

11. 高齢者の熱中症予防を呼びかけてください。

① 年金高齢者、母子家庭、エアコンありません。

② 外出をしなくなる（新型コロナウイルス）

堺市は市民に熱中症対策をおしえてください。

12. 堀市の市民に対し PCR 検査を無料にしてください。

13. 接種会場までの移動手段について、高齢者、障害者のタクシー料金の助成を進めてください。

14. 子どもの健やかな成長を育むライフステージを横断した地域社会全体で支え合う子育て環境の整備を進めてください。

15. 子どもの貧困の対策を進めてください。

産業環境委員会審査分

16. 再生可能エネルギー促進を進めてください。

SDGs と脱炭素の取り組み、進めてください。

17. 堀市は、豊かな生物多様性を残していくために、堺市の特徴的な自然を活かした多様性の保全、再生と持続可能で、生物多様な自然と共生するまちづくりをめざしてください。

「森・里・川・海」自然と共生するまち堺の実現のために。

18. 産業振興局は新しいイノベーション投資促進室で産業促進を進めてください。

雇用推進、ものづくり支援、経済的になります。

19. 市民の子育てと仕事の両立等への支援を進めてください。

建設委員会審査分

20. 高齢社会における交通の充実を進めてください。

交通不便の対策を進めてください。

東西交通をはやく進めてください。

21. 改定された堺市都市計画マスタープランを確実に進めてください。

文教委員会審査分

22. PCR検査を学校の先生は受けてください。
23. 学校改革を進めてください。
 - ① 管理職のマネジメント力強化
 - ② 教職員の資質向上を図る
 - ③ 保護者や地域から信頼される自立した学校経営を推進する
24. 学校の教育、保育供給体制の確保方策に関する基本的な考え方を教えてください。
25. 子どもの貧困、児童虐待など学校が抱える課題です。学校の体制を強化してください。
26. O157（7月12日）学童集団下痢症により、平成8年7月12日多くの児童に下痢、血便を症状とする食中毒の病状が現れ、7,892人の方がりかんし、4人の児童が命を失いました。
二度と発生しないよう再発を防止してください。
27. 教育職員等が児童生徒に性暴力等をした場合、再雇用をしないでください。

受理年月日 令和3年8月5日

図書館行政について

陳情者 堺市堺区

出来秀人

新大学中百舌鳥キャンパスの図書館の市民利用につき

陳情の内容

大阪市立大学と大阪府立大学の統合が来年、令和4年度に迫っています。現在、大阪府立大学の中百舌鳥キャンパスに所在する学術情報総合センター内の「府大図書館」は府民にも無料での利用者登録がされており、地域での世代を越えた“読書環境”を提供し、知の発育と生涯教育の拠点となっています。

大阪市立大学と大阪府立大学が統合され発足する大阪公立大学においても、引きつづき現在設置されている学術情報総合センター内の「府大図書館」を存続させたていただき、広く広域の一般市民の利用に供されますよう、大阪府、大阪市、並び新大学へ関係部局を通じて申し入れと、今後の連携協議をしていただきたく陳情いたします。

なお、今年6月に、箕面市に日本初の大学図書館の機能を併せ持った箕面市立船場図書館が開館したとの報道がありました。大阪大学外国語学部の蔵書60万冊と併せ71万冊を収蔵して管理運営は大阪大学があたっているとのことです。

将来的に堺市の図書館と大阪公立大学の図書館を共同設置するのも一計でしょう。

あるいは大阪府立大学が旧大阪女子大学から引き続き所蔵されている、貴重書のコレクションと堺市図書館で所蔵されている古文書を併せて大阪公立大学と堺市で「歴史文書館」を共同設置・運営するのも一案かと思います。

あわせて検討、願います。

受理年月日 令和3年7月20日

野良猫対策について

陳情者 堺市堺区

山根洋二

ストリートキャット（野良猫）対策について

陳情の内容

野良猫は迷惑がられていますが、そもそもブリーダー、ペットショップ、引越等、人間の都合で野良になったものです。

堺市は、地域猫活動支援の避妊補助制度があり、地域でいろいろな市民が野良猫を大事にしながら、数が増えない様にボランティア活動をしていますが、しかし、いつまでも新たな野良が発生しています。

そこで条例などで下記のような思い切った対策を求めます。

<陳情事項>

1. ブリーダーを半減から 1/4 (元を締める)。
2. ペットショップを半減から 1/4 (元を締める)。
3. 捨て猫禁止の罰則を作る。
4. 捨て猫追放キャンペーン（野良猫に無関心の人多い）を実施。

人に捨てられた猫は（絶望、恐怖）目が恨んでる様で過酷な人生の様だ。

今まで座布団の上、ソファーの上に座っていたのが捨てられてショックは大。

ストレス解消の爪とぎも出来ない（爪は伸び放題）。

夏のコンクリートの熱さ、雨の日の足元の悪さ、厳しい冬の寒さ。雪やこんこんの一節（猫はコタツで丸くなる）。

猫は自殺が出来ない、人間に例えれば、そこまで過酷で生き地獄。

そして、草むらなどの猫は擦り傷、切り傷が化膿して皮膚病で治療されずに、一人淋しく、無念の気持で死んで行きます。ガリガリで。

野良猫対策について

陳 情 者 堺市南区

みなねこの会

正 川 延 子

陳情の内容

のら猫を減らしてゆくのに、避妊、去勢手術という方法が良いと思えるが、費用が大きくかかるので、地域猫制度を利用したい。この制度の申請には、自治会の役員会や総会で趣旨を説明し、同意を得る必要がありますが、現状では、難関です。動物指導センターの方の「堺市の野良猫減らしの方法として、これを推します」の言葉が有れば、自治会役員さんとの話し合いも理解が得やすいと思います。話し合いの席に同席して、同意を得る助けをして欲しいです。

動物指導センターに現状を把握いただき、地域猫制度の利用のために自治会とのコーディネイトを行い、実績を出していただきたい。

受理年月日 令和3年8月10日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺・障害者（児）の生活の場を考える会

会長 浦郷 津留子

障害者が安心して暮らせるための施策の進捗状況の提示を求める陳情書

陳情の内容

日頃より障害者の暮らしの場の拡充に向けてご尽力いただきしておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障害者の暮らしも大きな影響を受けてきました。障害のある我が子が感染したら入院させてもらえるのだろうか、また、介護者である親自身が感染して入院したら我が子は誰が見てくれるのかといった不安を常に抱えながらこの1年を過ごしてきました。コロナ禍で家族介護の限界、特に高齢の親による障害者の介護（老障介護）の危険性が明らかになっています。

そんな時に頼りになるのが、暮らしを支える諸制度とそのもとで事業を展開されている事業所の職員の方々です。この間、堺市でも新たな制度が創設されてきましたが、障害者が安心して暮らし続けられるにはいっそうの制度の拡充と何よりも事業所が安定して運営できるようになることが必要です。

私たちは親の立場からこれまで堺市に制度の拡充をお願いしてきました。しかし、国の制度に関することは堺市だけではどうにもならないようで、堺市からは「国へ要望します」と幾度となく言わせてきました。その要望に対して国がどのように答えたのか。それを知ることにより、私たち自身も国に対して訴えていく契機となるのではないかと考えます。堺市はもちろん当事者・家族がいっしょに要望することで少しでも国の制度が良くなれば本望です。

合わせて堺市が施策の拡充に向けて研究されているその進捗状況についても知りたいと存じます。

以上のことにより以下の陳情をさせていただきます。

<陳情事項>

これまで堺市が障害者支援の充実のため「国に要望していく」や「研究していく」と回答または見解を示された以下の内容について、その結果や進捗状況がどうであったのか教えて下さい。

1. 2018年2月定例会へ当会より提出した陳情より

グループホームで日中過ごした場合の堺市独自加算の要望に対して「利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう国に要望」された内容について

2. 2020年11月定例会へ当会より提出した陳情より

(1) 堺市緊急時対応事業の対象拡大の要望に対して「協力事業所の意見も踏まえ、今後の方向性を研究」されている進捗内容について

(2) 障害福祉現場の人材確保の要望に対して「適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を国に要望」された内容について

(3) 地域生活支援拠点に関して「5つの機能が効果的に連携できる支援のあり方を国の動向も踏まえながら研究」されている進捗内容について

3. 第6期堺市障害福祉計画へのパブリックコメントに対する見解より

(1) 医療的ケアを支える人材について

介護職員による喀痰吸引等研修の補助の要望に対して「サービスの質の向上や人材確保が継続できるよう、国に対して適正な報酬単価の設定を引き続き働きかけ」た内容について

(2) 共同生活援助の整備について

グループホームの増設と人材確保支援の要望に対して「なお、人材確保については、サービスの質の向上や人材確保が継続できるよう、国に対して適正な報酬単価の設定を引き続き働きかけ」た内容について

(3) グループホームの運営補助について

「重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助」の対象となる定員8名以上の人数制限を無くせば重度障害者に対応するグループホームが増えるのではないかという意見に対して「重度障害者への支援を十分に行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけ」た内容について

受理年月日 令和3年7月13日

衛生研究所について

陳 情 者 堺市堺区

出 来 秀 人

堺市衛生研究所の件につき

陳情の内容

現在、堺区甲斐町東3丁に設置されている「堺市衛生研究所」につき、各種検査を行う検査棟が築50年を越え、老朽化が目立っております。外部パイプの錆も酷いです。

建屋が築50年を越えてきますと水回りや換気等の機能維持もままならなくなるケースが多いです。今後も今のままでは衛生研究所として十分な機能が果たせるのか市民として不安を覚えます。

耐震でも不安を感じます。堺区甲斐町東は「南海トラフ」時の津波浸水区域でもあり、万が一の災害の時に備え、早急な移転が望ましく思われます。

「堺市衛生研究所」は関西空港からの免疫検査も担う南大阪泉州地区の公衆衛生の要であり、また今後の感染症対策についても病院・保健所と並ぶ重要な施設のはずです。

今後予想される未知の感染症対策に備えるために「堺市衛生研究所」の機能を強化する必要があるのではないでしょうか。

以上の理由から「堺市衛生研究所」の再整備と、然るべき望ましい立地への移転計画の策定を要望いたします。

受理年月日 令和3年7月20日

新型コロナワイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市東区

岡 和 代

「新型コロナワイルスワクチン接種の即時中止を求める」に関する陳情書

陳情の内容

令和3年6月9日時点での新型コロナウイルス感染症による死亡率（死者数の検査陽性者数に対する割合）は、30代以下:0%、40代:0.1%、50代:0.3%、60代:1.3%、70代:4.8%、80代以上:13.1%です。80代以上の死亡者の平均年齢は平均寿命とほぼ同じです。

このように死亡率がごく低いにもかかわらず、国民全員に対してワクチン接種を勧める政府の方針に反対し、6月24日、新型コロナワイルスワクチンの安全性を懸念する全国の医師や議員450名が厚生労働省にワクチン接種の中止を求める連名の嘆願書を提出しました。この中で、発起人の高橋徳・米ウィスコンシン医科大学名誉教授は、厚生労働省のホームページで公表されているデータをわかりやすく説明し、「死亡率が非常に低く、感染者の80%が軽症にもかかわらず、安全性もまだ分かっていない遺伝子ワクチンを国民全員に接種させる必要があるのか疑問だ」と説明されています。新型コロナワイルスワクチン接種を受けた方の死亡や重篤な副反応は増加する一方です。インフルエンザワクチンは過去10年間（2009.10～2020.04）の接種で死者19名に対し、新型コロナワイルスワクチンはたった4カ月半で、接種後の死者550名以上の異常事態です。

また、新型コロナによる死者0名の子どもや若年層に対しても、ワクチン接種を止めようとしません。死亡者がいない以上、ワクチン接種を勧める根拠は見当たりません。このような異常な政策は、あらゆる場所で同調圧力を生み出しワクチン接種による被害を拡大する要因となっています。

「新型コロナワイルスワクチン接種」を直ちに中止し、健全な社会を取り戻して下さい。

※450人の議員医師団による新型コロナワクチン接種中止の嘆願書を厚労省に提出後の記者会見。

参議院会館での報道 <https://odysee.com/vaccine22997983:d>

＜陳情事項＞

「新型コロナワイルスワクチン」は、治験が終了しておらず安全性が確認されていません。

治験期間中のワクチンを広く市民に接種することは「人体実験」と同じです。また、新型コロナによる死亡者0名の子どもや若年層にはワクチン接種の根拠はなく、接種は全く必要ありません。

安全性が確認されておらず、死亡や重篤な副反応を引き起こす「新型コロナウイルスワクチン接種」を直ちに中止することを強く求めるものです。

受理年月日 令和3年7月20日

児童自立支援施設について

陳 情 者 堺市美原区

「児童自立支援施設」を考える市民の会

東 摩耶子

共同代表 美佐田 和 之

堺市美原区

山 田 幸 子

堺市の「児童自立支援施設」建設中止を改め、建設推進を求める要望

陳情の内容

日々、堺市の子どもたちのためにご尽力いただき感謝いたします。

一昨年8月、「児童自立支援施設」建設について市長の建設計画中断の表明がなされました。それを知って、「堺の子どもは堺で育てる」「一人の子どもも見えてない」という想いを共有する市民が、この施設建設の推進を願って声をあげ訴え続けてきました。

市民からの要望で署名活動も始め、多くの賛同を得ました（7月23日現在6,751筆・ネット署名886名）。市議会議員の方々には、各会派とお話をさせて頂いたり、メールにてご意見を頂いたりしました。

その結果2020年度3月議会で「児童自立支援施設整備事業の実施」に際し原案は可決されましたが、「慎重かつ適正に執行することを強く求める」という付帯決議が全員の賛成でつきました。

しかし、永藤市長は5月の庁議にて、いきなり中止表明をしました。付帯決議を検討した内容の報告もなく、このような中止表明は、市民の願いを無視するものです。それだけでなく、議会決議を無視するものと言わざるをえません。市民の声を大切に聞いて討議した、堺市議会の姿勢をも軽んずるものです。

議会審議の努力を無駄にせず、堺市の将来を見据えて、「堺の子どもは堺で育てる」という気概を持って、付帯決議の中味を実行し、施設建設を進めて頂きたい。下記、要望致します。

<陳情事項>

1. 「児童自立支援施設」建設の中止を取りやめ、修徳学院内の寮の増設費用等の負担は行わないこと。
2. 堺市児童自立支援施設基本計画の基本方針「地域とつながりのある施設運営」「一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり」「退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築」の目的が達成できるよう取り組むこと。

(参考資料 堺市にできた場合のメリットについての議会答弁)

- (1) 堺市の子どもを堺市が主体性をもって、市民や関係機関との協働で育むことができる。
 - (2) 堺市内の社会的資源を有効に活用し、早期の社会的自立や家庭の構築に繋がる。
 - (3) 子ども相談所の判断で、速やかに入所措置することができる。
 - (4) 施設に配置する家庭支援専門相談員を中心に施設退所児童へのアフターケアがきめ細かに行える。
 - (5) 施設の指導員・専門職・教員の資質が向上し、地域での様々な課題を抱える子どもたちへの対応力が向上する。
 - (6) 福祉部門とのネットワークを他の学校現場でも活用できる。
 - (7) 家族への支援や施設退所後のフォローアップなど、子ども相談所や児童の原籍校、地域関係者と連携し、きめ細かに支援できる。
3. 「基本計画」中断以降、市長は議会以外での説明を行っていません。記者会見もしくは市民との対話の場を設けること。

受理年月日 令和3年8月10日

美術館について

陳 情 者 堺市北区

堺の文化をそだてる市民の会

代表・事務局 原 圭 治

市立美術館の建設を求める陳情書

陳情の内容

堺市は、平成 24 年 4 月 1 日施行で「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」を作りました。この条例の基本理念にもとづいて本市の文化芸術の振興が進められるようになりました。第 4 条では、市の責務として「市は、基本理念に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。」となっています。そして第 17 条では、中核文化施設活用にふれています。

私たちは、1980 年代より公募の「市民美術交流展」を開催しながら、市立美術館の建設を要望し続けてきました。その願いは、40 年来、今も変わることはありません。

この間、堺市は政令指定都市となりました。平成 17 年 8 月提出の「市立美術館の建設について」の陳情について、市長公室は「美術館の建設につきましては、現在、市民の皆さんのご意見、ご提案を頂き策定を行っております。『(仮称) 政令指定都市まちづくりビジョン』におきまして、美術館も含めまして、文化施設の考え方を検討してまいります」と回答しています。その後そのことは一体どうなったのでしょうか。

堺市は、平成 25 年 11 月に第 2 次堺市文化芸術推進プランを策定しました。そして今回、第 2 期堺文化芸術推進計画をつくり、2 月にパブリックコメントを求めました。その中に、「次期計画に美術館の建設をいれてほしい。」との意見にたいしては、まともな回答がありませんでした。

市議会での美術館の整備についての質疑で明らかなように、本市が所蔵する美術作品は代表的なものとして、アルフォンス・ミュシャの作品は約 500 点、その他の堺や関西ゆかりの近・現代作家の作品を中心に、日本画、洋画、版画、彫刻、工芸など、約 600 点を所蔵しています。その殆どは、美術館が無いために、広く市民が鑑賞する機会はありません。美術館の設置は政令市 20 市のうち、17 市が有り、無いのは、この堺市と相模原、仙台ですが、仙台は県立の立派な美術館があります。

大都市としての都市魅力、都市格から考えて、美術館と言う施設は、無くてはならない文化施設

です。一体、いつまで先延ばしにするのですか。隣の大阪市は、二つ目の中之島美術館が、総施設整備費約156億円をかけて、来年2月に開館します。財政状況を理由に美術館の建設を遅らせることは、他の政令市と比較しても納得のいくものではありません。今度こそ文化芸術推進計画に、美術館の建設を位置づけ、実現させて下さい。

<陳情事項>

自由都市堺文化芸術まちづくり条例の趣旨を生かし、政令市として、都市格に相応しい文化施設として、ぜひ市立美術館の建設を実現してください。

受理年月日 令和3年8月3日

堺台場について

陳情者 堺市堺区

出来秀人

大浜公園「堺台場」につき

陳情の内容

大東市と四条畷市にまたがる飯盛山城址が史跡指定されるとの報道に接しました。

飯盛山城は我が堺市とも縁の深い三好一族が築いた戦国時代の城であり、その石垣が史跡指定となつたようです。

来年の三好長慶・千利休の生誕500年を控え、三好一族つながりでの堺市への関心の高まりと市民活動の盛り上がりが期待されます。

城郭・台場研究に勤しむ民間研究者・市民有志の永年にわたる努力で、幕末時期に近畿圏における海防目的で築造された「お台場」にも注目が集まっています。

大浜公園の「堺台場」も幕末遺跡の石垣として関心を高めつつあるようです。現在、放映中のNHK 大河ドラマ「晴天を衝け」でも図面が紹介されたと、SNSで話題になる向きもありました。

今後、堺の歴史を市内外に伝え発信していくうえで「堺台場」も「旧堺燈台」と並ぶ重要な史跡となることが期待されます。

大浜公園「堺台場」の史跡としての価値を高めるため、また幕末における堺史の究明のためにも、全貌解明のための途切れることのない文献研究及び、発掘等の調査研究の継続を要望いたします。

受理年月日 令和3年8月5日

北区の地域文化施設について

陳情者 堺市北区

北区・区民文化ホールをつくる会

代表 佐々木 洋子

北区にも地域文化施設をつくって下さい

陳情の内容

私たちは、平成 29 年 7 月に、「北区に区民文化ホールを建設してください」と、1,726 名の署名を集めて陳情し、その後、令和元年 8 月にも再陳情いたしました。議会の質疑でも明らかにしたように、北区にある堺市産業振興センターは、施設及び設備から見て、設置目的も所管もまったく異なるもので、本当の文化施設と言えるものではないことから、北区に文化ホールを建設してくださいというものでした。しかし、市は前回同様の回答を繰り返すばかりでした。

これら 2 度にわたる回答は、市民の要望にまともに応えようとせず、市としての行政の責務及び公平性を極めて欠くものと思わざるを得ませんでした。

そこで私たちは、老朽化している新金岡市民センターの建て替えを考えていただいて、その際、文化ホールを併設してほしいと、令和 2 年 11 月に 3 度目の陳情を行いましたが、回答は「現状において、建て替えは難しい」という事でした。一体、北区区民は何時まで、他の区民と比べ、このような不平等な扱いを受けなければならないのでしょうか。

堺市は、平成 27 年 4 月に「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」を施行しましたが、その前文には「新しい文化芸術を創造するためには、堺が、歴史文化資源を礎に、市民の自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動が展開される魅力のあるまちとならなければならぬ」と、格調高い前書きがあります。この条例の第 17 条には「市は、市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成に資するため、文化芸術の創造、交流及び発信の拠点となる中核文化施設並びに身近な文化芸術活動の場となる地域文化施設の活用その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあります。ここでいう中核文化施設というのはフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）であり、（堺区）、地域文化施設というのは、堺市立中文化会館（中区）、堺市立梅文化会館（南区）、堺市立西文化会館（西区）、堺市立東文化会館（東区）、堺市立美原文化会館（美原区）です。北区

には堺市立の文化施設はありません。堺市は自ら作ったこの条例を遵守していないと考えます。

他の全ての区に設置されている地域文化施設に当たる施設を、北区につくらないということは、明らかに条例に違反していると考えます。速やかに北区にも地域文化施設をつくって下さい。行政の公平性に欠ける施策は、速やかに改めて下さい。

なお、箱物公共施設を新たにつくる事には、否定的な意見もあります。しかし議会質疑では、総務省が公表している「公共施設状況調査経年比較表」の平成27年度データに基づき、箱物施設の延べ床面積を比較すると、本市は、政令指定都市20市間で、延べ床面積で比較しても下から3番目、市民1人当たりの延べ床面積でも下から5番目で、箱物施設は、他の政令市と比較しても小規模であると答えています。にもかかわらず、堺市は、今後、新規施設の建設を抑制し、既存の施設までも縮減することを目標にしています。これでは市民の様々な、地域活動に参加したいという願いに背くことにならないでしょうか。市の財政状況を理由に、他の政令市と比較しても、行政としての責務である、市民サービスを低下させることは納得できません。

北区では、令和元年に「北区まちづくりアンケート」を実施しましたが、地域活動への参加状況で「参加している」と答えた割合が約22%で大変低く、「仕事が忙しい」「参加のきっかけがない」が主な理由でした。おそらく地域活動の場としての公共施設が十分整っていないことに原因があると思われます。区民が、参加してみたい地域活動の項目の4項目に「文化芸術・音楽活動」があげられ、項目別の満足度では、やや不満を含む、約2割になっています。これも北区に公共の文化施設がないことが原因ではないでしょうか。

北区区民評議会では、「北区まちづくりビジョン」の改定が諮問され、審議結果がとりまとめられました。そして、パブリックコメントも行われました。その基本方針に、欠落していた3の「みんなで魅力をつくる・発信する街」に3-3として「文化創造の発信が行える街」を追加してもらうように、会として意見を述べました。

「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」の第17条に基づいて、北区にも地域文化施設をつくって下さるよう陳情いたします。

＜陳情事項＞

北区にも、地域文化施設をつくって下さい。

受理年月日 令和3年8月6日

スポーツ施策について

陳 情 者 堺市堺区

出 来 秀 人

次年度以降の「ワールドマスターズゲームズ」の開催につき

陳情の内容

「2021年東京オリンピック」は、残念ながら四回目のコロナ非常事態宣言下での開催と閉幕になってしましました。まだ「パラリンピック」の開催がありますが、コロナの爆発的感染拡大による非常事態宣言の度重なる再発令が東京都・大阪府をはじめ全国に広がる中で先行きが心配されています。

残念ながら堺市では本年も「ツールドジャパン・ファーストステージ」が中止となりました。「大阪マラソン」「泉州マラソン」の実施可否はいまだ定かではありません。

これら上記のスポーツイベントは本市への経済波及効果も大きく、予定通り開催されれば特にコロナ禍で打撃を受けている観光関連業種への「干天の慈雨」となる期待があります。さりとて無理な強行実施は感染拡大のリスク管理の観点からは決して望ましくはないこと、私ごときが指摘するまでもありません。尤も、これらのイベントがこのまま来年以降も中止になった場合、再開の機運までしほんでしまわなか懸念しております。

来年5月には、一年延期された本邦初の国際スポーツイベント「ワールドマスターズゲームズ」が開催予定となっており、ボランティア募集と参加者エントリーが国内外で再開されております。しかし現状下では予定通りの開催実現に疑念なしとは言えない情勢下です。「ワールドマスターズゲームズ」は本邦初の開催として、各参加自治体・協賛企業からなる組織委員会により、「2021年東京オリンピック」と並ぶ国際スポーツイベントとして永年をかけ準備されてきました。その実施可否は「2025年大阪万博」の開催に与える影響も無視できないのではないでしょうか。

市域・府県域を越える大規模大会実施については各自治体の各地元での調整と合意形成もさることながら、コロナ感染が続く状況下では感染予防態勢、ワクチン接種率、医療体制も考慮にいれた各地域での地元の公衆衛生専門家・医療関係者の意見聴取も必須であり、各々ボトムアップからの合意形成が望ましく思います。その上で全てを勘案した上で各自治体首長の政治的調整と政治的

判断が必要となる場面も個人的には想定いたします。

以上、次回「ワールドマスターズゲームズ」の実施につき、いらぬ困難を最小限に抑えるために、開催実地、あるいは縮小、もしくは中止の場合の基準ならびコンセンサスを関係自治体・諸関係団体と早急に詰め、その情報を広く発信し、実施の可否・是非につき広く意見聴取をし、関係者の議論を尽くした公明・公正な判断を要望いたします。

受理年月日 令和3年8月10日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北岡秀彦

垂井 寛

浜野 美智子

堺環濠都市北部地区の景観規制等に関する市議会・建設委員会の質疑応答について

陳情の内容

私たちは、環濠都市北部地区で居住・活動している市民グループです。私たちは、今までに2回（平成30年11月13日・令和元年8月9日）、「堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりのための規制などについて」というタイトルで市議会に陳情書を提出しております。また、令和元年4月22日には、「堺環濠都市北部地区の歴史的まちなみを活かしたまちづくりを推進する事を求める要望書」とともに、3,003人分の署名も前市長に提出しました。

その後、堺市のご協力のもと、「地区計画」として「堺環濠都市北部地区」の一部に、高さ規制などを実施する活動を続けていますが、現在コロナ禍の状況のなか、なかなか思うような活動はできておりません。

ところで、前回の市議会・建設委員会（6月14日）で、日本共産党の石谷議員の質問に対する、都市景観室長（以下、「景観室長」と略す）の答弁について、現状の認識が間違っていると考えざるを得ない答弁や、事実を明らかにしていないと考えられる答弁がありました。市民の代表である議員に対する不適切な答弁を看過することは、その後の私たちの活動に対する誤解を招くとともに、今後の、堺市と市民の間の市民協働の取り組みに対しても悪影響を及ぼすおそれがあると危惧します。よって、その点を指摘し、景観室長に対しても、答弁の修正を求めるとともに、今後とも、より正確な答弁をしていただくよう、強く要望するものです。

下記に具体的に該当事項を列挙します。（なお、現時点では、前回の建設委員会の議事録はまだ公表されていませんので、質疑は、インターネット中継の音声から書き起こし、複数人によって、再度、音声を確認しました。）

<陳情事項>

1. 前回の建設委員会で、石谷議員が「景観規制についてが課題ですが、今どうなってますか？」と質問したことに対して、景観室長は、「環濠エリア北部地区については、地域に残る風情ある町家を中心とした歴史的まちなみを再生し、歴史文化を活かしたまちづくりをめざしています。現在『堺環濠北部の町なみを考える会』による景観規制案が示され、規制の対象となる地域や地権者の方々との合意形成について、どのような方法で行うのかと地元と調整をして参りました。(後略)」と答えています。

この中の「『堺環濠北部の町なみを考える会』による景観規制案」という表現は間違った、もしくは著しく誤解を与える表現です。この案がいかにして形成されたかということは、本建設委員会においても明白に示されています。

まず、平成30年12月13日の建設委員会において、日本共産党の城議員が私たちの陳情を取り上げて「歴史的景観を守る」取り組みについて質問されました。これに対して、当時の景観室長（前室長）は、「また、当地区の規制については、(中略) 当地区の規制のあり方について合意形成を図りながら、市としても協働し、必要な規制を検討してまいりたいと考えております。」と答えました。

また、令和元年9月26日の建設委員会では、日本共産党の石谷議員が「現在の景観規制に向けた協働による取り組みというはどういうふうになっているでしょうか、お示し下さい。」と質問したのに対し、同じく、前景観室長は「当地区におきましての景観規制の取り組みについてですが、考える会及び堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会とともに、昨年度の準備会を経て、今年度に入り、地域全体に声かけし、景観規制に向けた勉強会を5月5日と6月30日の2回開催いたしました。勉強会を通じまして、景観規制のあり方や、具体的な規制内容について検討を進めて来ました。」と答弁しました。

重ねて、石谷議員が「さっきお答えいただきました勉強会というのを市民と一緒にやってきたということありますが、そこでは景観規制ということでは、どのような事が検討されたのでしょうか。」と質問すると、前景観室長は「第1回勉強会におきましては、当地区における建物の高さの現状や、都市計画による規制状況、今後の進め方などについて意見交換を行いました。第2回勉強会では、前回の勉強会におきまして、具体的な景観規制のたたき案を示して欲しいとの意見を受け、高い建物が立地した場合の町並みのイメージ、変化などを示しながら、具体的な案を提示し、議論を行いました。

その勉強会の中で、江戸時代の町割を生かした環を育む町並みをコンセプトとし、周辺から突出するような高い建物の立地を防ぐための高さの制限や建物の色彩を落ちついたものとする色彩の制限などの規制案、あわせて高い建物が建つ可能性のある紀州街道沿道などを対象とするエリア案について勉強会で検討を行っています。」と具体的に答弁しました。

最後に、石谷議員が、「今後、この取り組みをどのように進めていこうとしているのか。そして、歴史的町並み再生に向けて、本市がどのように取り組むとしているのかお示し下さい。」と質問すると、前景観室長は「景観規制の具体的な内容などの検討を行ってきましたが、その実施に当たっては、地域の住民の方々の合意形成が重要です。住民の皆様のご意見を聞き、合意形成を図りながら、市としても地域と協働のもと、必要な規制や地区計画などの実効性のある手法について検討を進めていきます。(後半省略)」と答弁しています。

以上のように、現在、提示している規制案の規制部分は、堺市と「堺環濠北部の町なみを考える会」(以下、「考える会」と略す)が「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」の場で、住民の参加も得ながら勉強し、協働して作成した案であり、その後、意向把握調査として、この規制案に対するアンケートを規制対象となる可能性のある区域の地権者の方々に、堺市・「考える会」の連名で堺市から堺市の封筒を用いて発送し、堺市が回収・集計を行いました。その結果、項目によって、回答者の8割、9割という賛成をいただき、現在の規制案として確立しました。

ただ、当時は、意向把握調査ということで、地区計画における明確な区域を設定していましたので、調査の結果を受けて、「地区」の検討を行い、「考える会」として現在の区域を提案しました。

このような経過は、現景観室長も概ね理解されているはずです。

昨年(令和2年)9月23日の建設委員会で、石谷議員の質問に対して現景観室長は、「環濠エリア北部地区では、地域の住民から成る堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と本市の協働の下、歴史的な町並み再生に向けて取り組んできた中、堺環濠北部の町なみを考える会から、歴史文化を生かしたまちづくりが実現できるように、当地区の整備並びに規制を実行することを趣旨とする要望書が昨年4月に提出されました。その後、当地区的景観規制についての勉強会や意向調査を考える会と共に実施し、今年8月頃には意向調査の結果報告及び意見交換を目的とした説明会の開催を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者増加の状況を踏まえ、中止いたしました。」と答弁しました。

次に石谷議員が、「意向調査も終わって、これから意見交換をしたいと、説明会やろうと思っていたが、今できていないという状況ですね。では、今後の取組についてはどのように進めていくのでしょうか。」と質問したのに対して、景観室長は「景観規制の実施に当たっては、規制の対象となる地域や地権者の方々の様々な意見をお聞きし、合意形成を図ることが重要であると考えています。今後新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、地域への説明方法や意見交換の時期について地域の方々の御意見を十分にお聞きしながら取り組んでいきます。」と答えました。

また石谷議員が、中止した説明会について「説明会の日程というのは、一遍やろうと思っ

て決めてたんですね、チラシも作って、7月31日と8月1日に分けてやろうと、それが今まできてない。では今後日程はいつ頃と、めどがあるのでしょうか。」と質問したのに対し、景観室長は「現在のところは具体的な日程というのは決めておりません。」と答え、さらに議員が「コロナで説明会を延期をしなくちゃならないやむを得ない理由だということがありましたが、こういうことで延期をしてほしいというのは市民のほうから出た話でしょうか。」と質問すると、景観室長は「説明会の中止につきましては、先ほども答弁しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染者増加の状況を踏まえて市のほうからしたものでございます。」と答弁しています。

堺市が中止した上記説明会は現在まで引き続き中止されたままですが、今年の前回委員会（6月14日）におきましては、このことについては全く触れられていませんでした。

このような状況を説明せず、突然「『考える会』による景観規制案」という表現が唐突に出て来て驚きました。現在の規制案について、堺市や地域の住民の関与が全く無いかのような表現を用いられるることは、「考える会」としても、非常に不本意であり、住民の皆さんの誤解を招くことでもあると考えます。今後は、正確な認識に基づいた表現をしていただくことが、堺市がめざしている「地域に残る風情ある町家を中心とした歴史的まちなみを再生し、歴史文化を活かしたまちづくり」をするために不可欠です。私たちは今後も、市民協働の立場から、大いに協力させていただきたいと思っております。

また、堺市が中止した説明会は、景観室長も重要と認識されている「景観規制の実施に当たっては、規制の対象となる地域や地権者の方々の様々な意見をお聞きし、合意形成を図ること」のために必要不可欠な事です。「考える会」としましては、止むを得ず、昨年11月7日・8日の二日間に不十分ながらも、独自の「説明会・勉強会」を既に開催しました。コロナ感染の状況を見据えながらも、今後必ず説明会を開催し、意向把握調査を実施した堺市としての責任を果たしていただきたいと強く要望します。

2. 石谷議員の無電柱化や道路美装化についての質問について、景観室長は、「歴史的なまちなみの形成と一体的に検討を進めて参ります。」と短く答えてますが、現実には、「検討」の段階ではなく、今年度、町なみ再生事業（堺環濠都市北部地区）において、「重点路線の無電柱化に関する試掘調査」（50万円の予算）の費用が付いています。なぜ、これについて言及されなかったのでしょうか？既に、昨年度末（令和3年3月29日）に開催された歴史的風致維持向上協議会の資料において、試掘調査のことは市民にも公表されているにも関わらず、言及されなかつたことは大いに疑問です。（この協議会の議事録・資料は現在まだ堺市のホームページに掲載されていませんが、私たちは当日協議会を傍聴して資料を入手しました。）

3. 修景事業の期間についても、室長は「現在の状況で言いますと、事業計画における予定期間といったしましては、平成27年度から10年間の令和6年度ということになっておりま

す。」とだけ、答えています。しかし、前記の歴史的風致維持向上協議会の資料で、既に、堺市歴史的風致維持向上計画の第2期計画が検討されていることが公表されています。なぜ、これについても触れられなかつたのでしょうか？ここでは、質問の趣旨からも、第2期計画が検討されていることについて触れる必要があったと思います。

2.、3. の事項については、堺市のめざす「歴史文化を活かしたまちづくり」にとって、大いにプラスになることであり、私たち市民に対しても大いに情報発信していただきたいことです。私たちも、堺市がめざしている「地域に残る風情ある町家を中心とした歴史的まちなみを再生し、歴史文化を活かしたまちづくり」をすることについては、全く同じ考えですので、その目的のためには、あらゆる機会を通じて、市民協働の取り組みを続けるべきだと思います。

そのためには、小さなことでも、有益な情報を市民と共有し、「まちづくり」の機運をさらに盛り上げていただきたいと思います。特に市議会の場で、市民の代表である議員の方々と情報を共有することは、大変重要な事であると考えます。

4. 最後に、前回委員会の答弁でも「環濠エリア北部地区」という名称を使用されていますが、これも大いに疑問です。これは、堺市全体で現在「環濠エリア」という名称を使い、例えば「大仙公園エリアや環濠エリアを中心に堺の魅力を伝えるスポットに磨きをかけ、市内の賑わいを創出」するというような表現をしています。「大仙公園」は固有名詞ですから、それでもいいと思いますが、「環濠」は固有名詞ではありません。単に、環状に繋がった堀ということで、いろんなところで使えます。「環濠エリア」といえば、単に環濠のあるところ、又は、環濠とその周辺地域とでも説明するしかありません。極めて曖昧です。

しかし、「環濠都市」といえば、そこには、歴史や文化というコンテンツが明確に意識されます。現在、日本で、「環濠都市」と呼べるところは、そうそうありません。「歴史文化を活かしたまちづくり」をめざしている堺市としては、是非、このことを認識し、空虚な「環濠エリア」という表現ではなく、「環濠都市」を広く日本全国・世界にアピールしていただきたいと思います。

以上、私たちは、堺環濠都市北部地区において、堺市が「地域に残る風情ある町家を中心とした歴史的まちなみを再生し、歴史文化を活かしたまちづくりをめざして」いることを、全面的に支持し、その実現のため、あらゆる協力を惜しまない決意です。

堺市には、私たち住民の想いを汲み取っていただいて、「歴史文化を活かしたまちづくり」のため、市民協働・住民協働の取り組みを、今後も力強く進めていただくことを強く求めるものです。

受理年月日 令和3年8月10日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

伊 藤 厚 子

陳情の内容

平素より市民の安全を守り、堺市政の発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

堺市では、高齢者のワクチン接種が一定程度進んでいると伺っています。しかし、コロナ禍で私たちの生活は、様々な不安や困難を抱えていますので、下記のとおり要望いたします。

<陳情事項>

1. おでかけ応援制度の対象年齢の見直しを行わず、現在の制度を維持してください。

泉北ニュータウンは、大規模ニュータウンとして計画的に開発され、かつては日常生活に密着した商業・サービス施設・医療機関などが徒歩圏内に整った暮らしやすいまちでした。

しかし、高齢化に拍車がかかるとともに、御存じのとおり今やニュータウンのスーパーなどの商業施設が撤退し、買い物難民が溢れています。

又、閉鎖された医療機関も増え、遠くまで足を運ばなければいけない状況も生まれています。

通院や買い物になくてはならないバスを気兼ねなく利用できる現在のおでかけ応援制度を守って下さい。

2. 泉北高速鉄道通学費負担軽減事業を継続してください。

コロナ禍で生活が苦しい家計にとって通学費の負担は大きいです。

若い人が安心して暮らせるためにも上記の事業継続を望みます。

受理年月日 令和3年8月10日

交通対策について

陳 情 者 堺市南区

堺市のバス・公共交通を考える会準備会

松 永 健 治

バス・公共交通に関する陳情書

陳情の内容

堺市におかれでは、この間、おでかけ応援バスの拡充に見られるように、高齢者及び住民の足の確保にご尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

おでかけ応援バスは、今や堺市民にとってはなくてはならない大事な制度です。しかし、堺市がおでかけ応援バスの「見直し」を表明しており、大変危惧しています。

永藤市長は、先の市長選挙でおでかけ応援バスの「更なる拡充」を「公約」され、当選後も「鉄道への適用の検討」を表明しておられました。「公約」の具体化が切に待たれます。

また、この間、各区や各市民団体・グループから、その実情に基づくバス・公共交通の改善・拡充を求める声があります。

こうした状況を踏まえ、以下の通り改めて要望します。

＜陳情事項＞

1. おでかけ応援バス制度（以下、「制度」）の「市長選挙公約」を守り、拡充して下さい。また、子ども、障がい者、生活困窮者を「制度」の対象に加えて下さい。
2. 泉北高速鉄道の「通学費補助」を廃止しないで下さい。
3. 各区・地域や各市民団体等から出されているバス・公共交通の改善・拡充を求める要望に責任をもって応えて下さい。
4. 自転車で安心安全・快適に市内を走行できるよう、自転車道を市内全域に早く整備して下さい。現在の自転車レーンでは、車との事故の危険にさらされています。早急に改善して下さい。特に、通学路における自転車通学の安全確保は緊急課題です。直ちに行って下さい。
5. 歩行者が安全安心・快適に移動できるように歩道を整備して下さい。

受理年月日 令和3年8月10日

学校図書館について

陳 情 者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 翼 照 子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

コロナ禍の中、子どもたちが元気に育っていくことを願わざにはおれません。そんな時、「この本を読んで感動した、元気になった。」「本を読んで自分以外のことを知り、世界を知った。」との子どもの笑顔にほっとします。世界の奥行きと広がりや人間のすばらしさを描く子どもの本を届けていきたいと思います。だからこそもっともっと工夫をこらし、教室などひとり一人の子どもに寄り添う多様な場が生まれることがまたれています。

小・中学校的学校図書館は、家庭の経済力や地域差等、子どもの置かれている環境とは関係なく、全ての子どもに公平に、本に触れあえる機会をもたらします。

- ・学校図書館はすべての子どもの「学び」と「育ち」を支える「セーフティネット」と言えます。
- ・学校図書館は、子どもの育ちを支える重要な拠点です。

学校図書館は、学校図書館法、第2条では、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」であると定義しています。

- ・学校図書館は、読書も含めて学校の教育課程全体を支える設備なのです。

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していく専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らぐ場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。子どもたちが毎日通う学校の中にある図書館は、いつも開いていて、読みたい本、調べたい資料がすぐに手に取れる状態にあることが必要です。

ネットワーク化をはかり、図書館機能のより一層の充実をさせることも願い下記のことと要望します。

＜陳情事項＞

1. 堺市立小中学校の全校に専任で一校に一人の「学校司書」を配置してください。

現在配置されている学校司書を「専任・専門・正規」にするための対策を講じてください。

中学校及び小学校に学校司書の経費が措置されたことは歓迎いたします。

学校司書の配置規定が盛られた学校図書館法改正から9年目を迎える令和4（2022）年度予算においては、全学校に少なくとも1名の専任の学校司書の配置が可能となる予算措置をお願いします。

子どもたちの読みたい、知りたい気持ちに応えること、情報を読み解き判断し、活用する力を育てること、じっくり考え、ともに学び合うことを大事に、成長を支える学校図書館の充実は公教育として欠かせません。

そのためには、教職員と力をあわせ一人ひとりの子どもたちに必要な本や情報を確実に手渡せる学校図書館における専門職として学校司書の配置は不可欠です。

「フルタイムで継続雇用の正規雇用」が不可欠です。

2. 市内小中学校、同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図るようにしてください。

いま、学校図書館は、これまでの読書中心の「図書室」から読書センター・学習センター・情報センターの3つの機能を持つ「学校図書館」に大きく変わろうとしています。

全校の蔵書を有効利用し、統計処理など事務の簡素化をはかるため、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることを学校現場では望んでいます。そのために、市内小中学校をオンラインでつなぎ、学校図書館の蔵書がすべての小・中学校で検索でき、学校間での資料の貸し借りがしやすくなるように、体制を整えてください。

そして、学校におけるICT環境整備が進む中で、学校図書館のICT環境が明確に位置付けられる必要があります。

受理年月日 令和3年8月6日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区

堺市の図書館を考える会

代表 吉 田 マリ子

堺市の図書館施策の充実を求めます

陳情の内容

私たち「堺市の図書館を考える会」は、堺市の各図書館を拠点として様々な活動を行っているグループや市民が集まって、1982年に結成した団体です。堺市の図書館の振興発展を願い、これまで活動を続けてまいりました。それを可能にしているのは行政の方々の深いご理解があってのことと感謝しております。また、新型コロナウイルス感染症の対応に全力でご努力されていることに感謝申し上げます。

堺市が出た「未来をつくる堺教育プラン」では、子どもたちが自分の良さを知り、人を認め、人とつながり協働する。自ら学び続け、自らを表現する。多様な価値観を認め、多様な文化を理解する、とあります。また、多様性を認め一人ひとりの個性を尊重する学校であり、家庭・地域・関係機関とともに子どもを育てる学校、とあります。

関係機関としての図書館を大いに利用し、豊かな資料にふれることで、子どもたちは広い世界へとつながることが可能になります。豊かで多様な世界への入り口を用意することは大人の責務でもあります。また、長寿社会を迎えた日本社会において、豊かな老後の人生を潤すために高齢者への図書館サービスも必要です。

ずっと住み続けたいこの堺市に、堺市民にとって誇れる「知の拠点」である図書館の充実と発展を願い、以下のことを陳情し要望します。

＜陳情事項＞

1. 図書館の資料費を増額してください。

コロナ禍を理由に今年度の資料購入費は減額されました。こういう時だからこそ、様々な情報を得たい、心を癒す本が読みたいと願う人々は少なくありません。こういう時だからこ

そ、本は必要です。しかし、数年前から新書や雑誌も減らされた今まで、各図書館に入ってくる本は少なく新刊本は、全体で1～3冊ほどです。みんなが読みたいと思う本ほど、ネット予約で図書館の書架に並ばない状態が続いています。子どもの本は、かなり傷んでいます。多様な文化を知り、自ら学び続けられる資料が手元に入らねば図書館としての役目を果たすことは困難です。赤ちゃんから高齢者まで多様化する読書ニーズに応えられるよう、手に取りたい本が揃っていて、各専門資料も充実した図書館であるために、資料費の増額をお願いします。

2. 感染症等災害時においても、継続して図書館サービスを提供できるよう、図書館サービス持続マニュアルを作ってください。

今回、大阪では第5波の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出ましたが、今までのよう即閉館とならず、感染に気をつけて開館でき、感謝しています。感染症対策により、活動に様々な制約が発生していますが、この状況下で図書館活動を実施されていることに敬意を表します。私たち市民も応援します。

図書館は市民の生活に不可欠で、今だからこそ調べたい・読みたい資料があります。前回までは、突然の一斉休館の対応がありましたが、工夫すればもう少し多くの本を市民に届けることは可能だったと思います。今後も感染症対策に限らず、災害など色々な場面で図書館の休館や、図書館サービスの縮小があり得ると思いますが、あらかじめ図書館サービス継続計画や災害からの復旧計画を作成して、図書館サービスを持続して提供できるよう図書館サービス持続マニュアルを作ってください。

3. 正規司書職員を継続的に採用してください。

「将来にわたって職員構成にひずみを生じさせないためにも正規職の司書を計画的、かつ継続的に採用してください」という私どもの願いに対して、今年度は4人で、年齢も幅広く採用される予定と聞き、うれしく思います。今後とも堺市の図書館を支える大きな力として引き続きよろしくお願いします。

4. 新中央図書館を早急に建設してください。設計には市民の意見を十分に反映させてください。

建物の老朽化やバリアフリーの観点からも、中央図書館の建て替えは急務です。

平成29年3月に、堺市立図書館協議会から「今後の中央図書館のあり方」について（答申）が提出され、これを受けて図書館は必要な調査を実施し、令和2年7月には「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を公表しました。この上は、一刻も早く中央図書館建設を急いでください。基本構想・基本設計に着手してください。基本構想段階から市民の意見を聞く場を持ち、市民とともに新中央図書館づくりを進めて下さい。福祉の拠点として、一人ひとりの、人として“よく生きる”“よく生きられる”場として生かし、長期

的持続可能な運営を考えて下さい。

政令指定都市にふさわしく、すべての堺市民に求められる新中央図書館を早急に建設してください。

5. 図書館は教育委員会の所管を維持してください。

図書館は教育機関です。生涯学習の拠点である図書館の働きは、地域の資料の継承や、人を育てる営為を含み、永続的に地域社会に資する活動です。こうした教育活動は、学校教育と同様に教育委員会のもとで行われるべきだと考えます。法の理念を尊重し、図書館が思想表現の自由、知る自由を守る役割を十分に發揮できるように、教育委員会所管を維持して、市内全館を直営で運営してください。

受理年月日 令和3年8月6日

公立幼稚園について

陳情者 堺市堺区

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める市民の会

代表 乾 房代
山 崎 悟

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める陳情書

陳情の内容

2021年第2回定例会に提出しました陳情に対し、ご回答をいただきありがとうございました。しかしながら、ご回答には何ら具体的な内容が含まれていませんでした。そこであらためて、1学期を総括したうえでの陳情を行います。

今年度から3歳児保育及び預かり保育が始まった園では、生活面、特に排泄での支援が必要な園児も多く、丁寧で慎重な対応が求められ、教育活動においては新たな3歳児に対し「一人ひとりの幼児に応じた教育」をどのように推進すれば良いかを模索する困難な状況にありました。

存置する4園のうち、3園の常勤教職員の配置は6名となっています。内訳は、3クラスの担任、預かり保育担当、フリー1、そして園長1名です。との1園も、6クラスあるためフリーの講師が3名配置されてはいるものの、送迎バスの添乗補助の仕事に加え、3歳児・預かり保育の補助に忙殺されているのが実態です。

堺市幼児教育基本方針（改定版）には、「公立の教育・保育施設における研究実践機能の強化」として、「本市全体の幼児教育の課題やニーズを踏まえた実践的な研究やモデルとしての先導的な取り組みを行う。また、その成果の蓄積と発信を行うなど、幼児教育センター機能の充実を図るために中核的な役割を担う」と謳っています。現在の人員配置では、研究実践園の取り組みができるとは到底言えません。どのようにお考えなのでしょうか。

また、2020年（令和2年）6月19日「公立幼稚園の再構築」には『3年保育及び預かり保育の実施後、在園児数や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて「公立幼稚園の再構築」を見直す』とあります。すなわち、在園児数が減るとさらなる閉園もあり得ると解釈できます。研究実践園に相応しく、在園児を増やすための積極的なビジョンが必要なのではないでしょうか。

私たちは、堺市の130年の伝統のある幼児教育の存続と充実を求めていきます。幼児・保護者にとって魅力ある公立幼稚園は、人、施設、施策の教育環境にあると考えます。施策としての堺市幼児教育基本方針（改定版）には、人＝教職員（保育者）の資質・能力の向上のための「研修の充実」の記載はあるものの、「特別な配慮を必要とする幼児への対応」「一人ひとりの幼児に応じた教育の推進」のための体制についての記載がありません。堺の幼児教育の扱い手を育成するためにも、常勤教職員の加配をすすめてください。さらに、在園児数を増やすために、老朽化した園舎建て替えによる展望をお示しください。“公立幼稚園”的良さである豊かで安心安全の幼児教育の継承はもちろんのこと、研究実践園の名に相応しく発展させていただくために、以下の陳情をいたします。

＜陳情事項＞

1. 存置する4園が研究実践園の名に倣するよう、常勤教職員の加配を行ってください。
2. 存置する4園を研究実践園として充実させるために、教育環境整備の具体的なビジョンを示すこと。併せて、老朽化した園舎の建て替えを行ってください。
3. 自園調理による給食実施について、「今後の課題の一つと考えています」との回答をいただいていますが、実施に向けて速やかに検討していただくよう求めます。
4. 閉園予定園の最終年度については、「円滑な園運営に向けて総合的な観点から体制を検討します」との回答をいただいています。必ずや、今年度配置の教職員数を減じないことを強く求めます。
5. 堺市の公立幼稚園は1886年（明治19年）に開設されて以後、「家庭教育の欠点をおぎない小学校との連絡をはかる」（『堺市教育100年のあゆみ』）ための、ゆたかな実践の歴史と実績を蓄積してきました。地域と連携してとりくまれた特色ある教育内容もそのひとつです。閉園となる幼稚園の貴重な教育内容や実践記録をこのまま埋もれさせてしまうことは大きな損失です。2022年度、堺市教育150年の節目を迎えるにあたり、幼児教育のあゆみの資料の保存や研究・記録の必要性を確認し、幼児教育センターの事業として位置づけることを要請します。

受理年月日 令和3年8月10日

感染症対策について

陳情者 堺市中区

おおさか素顔の子育て会

松本 裕美

宮内 直子

陳情の内容

コロナの感染予防として、マスクの常時着用が新生活様式として定着しています。

しかし一方で、成長発達段階にある子どもたちがマスクをずっとつけていることで起こる健康被害に関しては、ほとんど周知されていません。

コロナが発生して1年半もの月日が経ちますが、20歳以下の死者はゼロ、重症者はほとんどいないにも関わらず、戸外でもマスクを着けている子どもたちがいます。

マスクを長時間つけることで、呼吸の酸素濃度が低下し、知能の発達に影響が出る、めまいや視力・集中力低下を引き起こす、マスク内が細菌の温床になる、免疫力低下、頭痛、皮膚疾患のリスクなど、心身ともに悪影響を与えることは、たくさんの医師や専門家が発信されています。

また、今年2月高槻市で小学5年生の男児が死亡する事故も起こってしまいました。

令和2年5月27日付けで文部科学省より「体育での授業時は外すことや息苦しさがあるときなどには外す」と柔軟に対応することが通達されており、令和3年2月19日にはマスク着用に関する文言が一部改訂されています。しかし、現実には柔軟に対応できず、大人や周りがマスクをついていることで、苦しくても外せない「同調圧力」が生まれています。これらの現状は明らかに子どもの健康という財産をおびやかしています。

そこで、堺市立小中学校及び高等学校に対して、

1. マスクの着用理由が飛沫防止であるならば、室内であっても発言していない時はマスクを外すこと、発言時にのみマスクやハンカチなどで口元をあてるよう対応して頂きたい。
2. 周囲の子どもたちへの同調圧力を弱めるため、各学校や園に対し、マスクの弊害や着用の自由を盛り込んだポスター掲示を求める。又は、各家庭への配布を行う。

以上を求めます。

本来なら、感染防止としての手段の一つであるマスク着用が、今まさに、成長段階である子ども

たちの心身の健康を阻害する事態となっています。

つきましては、これらのことをご理解いただき、至急施策に反映たまわりますようお願い申し上げます。

受理年月日 令和3年8月10日

少人数学級について

陳 情 者 堺市東区

20人学級を実現する会

鈴 木 まさよ

早急に堺市で 30 人規模学級を実現してください。とくに中学校での少人数学級実現を求めます。
そのために正規の先生を増やして下さい。

陳情の内容

新型コロナ感染症拡大からすでに 2 年になりますが、収束どころか変異株による感染者数の急拡大で 4 度目の緊急事態宣言の発出、医療崩壊が現実となる危機的状況が続いています。

家庭感染による子どもへの感染が学校に持ち込まれ、地域の学校でのクラスターが発生し子どもや先生方の集団感染が現実となりました。医療従事者や高齢者施設関係者へのワクチン接種がすすんだ一方、集団生活を行う学校での先生方へのワクチン接種があまり進まず、子どもたちは依然としてコロナ前の 40 人近い過密な教室で毎日授業を受けていることは、学校でのコロナ対策が不十分だと言わざるをえません。早急に感染症から子どもたちの命を守る学習環境をつくるべきではないでしょうか？

国は 40 年ぶりに小学校での 35 人学級を実施することを決めましたが、あまりにも世界の水準から遅れています。子どもたち一人ひとりの個性に応じた発達を保障するためには、20 人規模の少人数学級は世界の常識となっています。感染症対策としても、また個々の能力の発達を保障するためにも早急な政治的判断が必要です。特に堺市内の中学校 43 校のうち、通常学級の 75% は 35 人以上の過密な状況です。これでは感染症対策として生徒間の距離を 2 メートル以上離すことは不可能です。想像してみてください、1 クラスが現在の半分程度の人数で学ぶ生徒たちの姿を。生徒人数を少なくすることで、生徒どうしや先生との距離が近くなり、聞くだけの受け身の授業から自発的な学びへと学びの質を高めることができます。先生は個々の生徒の躊躇に気づき援助と指導をすることができます。

コロナパンデミックは、これまで見えなかった日本の社会の遅れや弱点を露わにしました。子どもたちが安心して学び大切にされる社会の実現は私たち大人の責任です。

政令市堺市として独自に以下の施策の早急な実現を求めます。

<陳情事項>

1. 堺市として中学校での30人規模学級を早急に実現して下さい。

2. そのために正規の先生を増やして下さい。

以上、陳情いたします。

受理年月日 令和3年8月10日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 柴 崎 一 樹

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

4回目となる緊急事態宣言により、のびのびルームでは密を避けるためのさまざまな対策や、日々の消毒作業など、感染防止のためのたたかいが続けられています。遊び場所や内容を制限せざるを得ない状況の中で、指導員が工夫しながら子どもたちを日々見守ってくれています。今こそ、未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達のために、制度の改善を行ってください。

私たち保護者会は、子どもたちに安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. プロポーザルによる事業者選定について

近年、学童保育への民間企業参入が進んでいますが、他のルームでは運営事業者変更の際に指導員の雇用が継続されず、長年働き続けてきた指導員が雇い止めされたり、新しい企業との折り合いが上手くいかずに退職されるといったケースが出てきています。

今回のコロナ禍は年度の変わる時期と重なったこともあり、教育現場も保育の現場も大変な混乱がありました。ただでさえも不安な日々を過ごしていた子どもたちにとっては、「いつもの先生」「いつもの学童保育」が与える安心感は大きいものでした。

仕様書に基づく運営や、保護者アンケートだけではなく、現場の指導員の声や意見を聴いてください。

3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運

営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

2年前から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。指導員の配置については現在、定員40人に対し2人を配置する基準となっていますが、感染症対策のため、平常時に比べてより多くの指導員の人数が必要となっています。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。

また、夏休みに新入生が入室し、多くの児童が保育を受けています。指導員の配置が行き届かない場合が見られます。特例措置を取るなどして、十分な指導員体制を整えてください。

3. 指導員の処遇改善について

新型コロナウィルスが広まる中でも、のびのびルームでは、児童の受け入れを継続しており、お互いに感染のリスクを抱えながらの保育を行っています。以前、陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう引き続き予算の確保に努めていきます。』との回答を頂いています。その具体的な内容の提示をお願いします。

慰労金についてはQUOカード2万円分が支給されることとなりましたが、引き続きその業務量に見合った追加支給等の検討をお願いします。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、数年前からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり大規模マンションの建設と府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。

ルームへのパソコン、プリンター、インク、業務用掃除機の設置など、少しでも指導員の負担を減らすためにも国の補正予算などを活用して早急に設置してください。

また、3教室のうち2教室の床はフローリングになり、掃除のしやすさ、衛生面、安全面とも快適に使用できるようになりました。計画的・継続的な環境整備をしていただいているが、1室だけが絨毯であり、子どもたちが不公平感なく安全に快適に過ごせるように、残り1室も早急にフローリングへの張り替えを要望します。

5. 駐輪場の設置について

駐輪場は『学校の協力のもと指定の位置に駐輪』とのことですが、現在、ルームには自転車駐輪場が設置されておらず、校舎沿いに駐輪し、子どもたちの移動の際、接触し怪我の可

能性があり危険です。荒天時には転倒したり、また雨ざらし状態で駐輪状況が劣悪です。指導員が気持ちよく出勤でき、仕事に打ち込めるよう早期の屋根付きの自転車駐輪場の設置をお願いします。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円 + おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。

負担金についてはきょうだい減免は実施しておらず所得に応じた減額・免除制度を設けているそうですが、コロナウイルスの影響で世帯収入が減収した家庭・負担金の納付が困難な家庭には、きょうだい減免制度の導入等特別な負担経過措置を検討してください。

受理年月日 令和3年8月10日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 壇 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける「専用的に使用できる共用教室」の確保外の要望

＜陳情事項＞

1. 専用教室及び専用的に使用できる共用教室が用意されない理由について

平成 30 年 6 月 19 日文教委員会において審査された陳情第 42 号中、第 4 項(1)に対する当局回答「校舎改築に伴い、のびのびルームとして利用するための共用教室の確保に努めてまいります。」とあるのをはじめとして、議会陳情に対する当局回答でも度々「のびのびルームとして利用するための共用教室の確保」が示され、また、当局と保護者との懇談の場でも、「のびのびルームが専用的に使用できる共用教室の確保」が教育委員会から示されてきましたが、現在に至るまで用意されていません。その理由を教えてください。

2. 不便な共用教室を利用して保育するための備品（トランシーバー）の確保について

令和 3 年 6 月 14 日文教委員会において審査された陳情第 32 号（以下「前回陳情」という）の第 2 項の当局回答において、「業務仕様書上、活動場所が離れているルームにおいて、指導員同士の連携を図るために必要な携帯電話等の備品等は運営事業者が用意することとしています」と示されました。現在に至るまで品質、数量が十分に用意されていません。業務仕様書に基づき、当該備品は運営事業者が用意するものであることは我々も承知しています。運営の現状について、市民に責任を持つのは堺市です。堺市としての現状に対する見解、対応を教えてください。

3. 夏休み中の旧校舎内の工事について

7 月下旬から旧校舎内で非常扉や廊下側窓の付け替え工事が行われています。その工事の影響で校舎入り口からのびのびルーム共用教室および放課後ルームへ至る廊下が粉塵まみれ、歩くと足形が残る程になり、毎日廊下を行き来する子どもたちへの健康被害が懸念される事態になりました。また、取付前の角の尖った、縦横 2 メートルほどの金属製の非常扉が

廊下のいたるところに立て掛けられたり、窓が取り外され転落の危険がある状況となっています。そういった工事であるにも関わらず保護者はおろか各ルームの指導員にも十分な説明はなく、運営事業者および指導員の申し入れに対してもほとんど対策はなされず、我々保護者会から当局に対して緊急申し入れする結果となりました。

こういった状況になってしまったのはなぜなのか、その後の対応はどうなったのか教えてください。

4. 指導員配置について

- (1) 令和3年5月以降直近までの月ごとの百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の配置数を教えて下さい。
- (2) 令和3年5月以降直近までの百舌鳥小学校のびのびルームにおける月別の開設日、そのうち基本配置が不足していた日数（月別）とその日付及び不足していた基本配置指導員数、また加配指導員が不足していた日数（例：8月 基本指導員不足日数2日、8月4日は2名不足、8月19日は1名不足。加配指導員不足日数19日、うち1名不足は10日間、2名不足は5日間、3名不足は4日間）を教えてください。
- (3) 前回陳情第3項(2)において夏休み中の指導員の確保についてあらかじめお願いしたにもかかわらず、今年は例年にも増して指導員が足りず、毎日19人必要であるにも関わらず10人を切る日もあると聞いています。堺市の責任において今すぐに指導員を補充確保してください。

5. 指導員の処遇改善について

指導員の方々は自らも新型コロナウイルス感染のリスクを負いながら、子ども達の命を守るために、社会の基盤を守るために、日々神経をすり減らしながらルームを運営してくださっています。昨年度、指導員に2万円分のクオカードが配されました。今年度は一時金はもとより、危険手当など仕事内容に見合った毎月の継続した支援、処遇改善をしてください。また、指導員の処遇改善にあたっては、一刻も早く国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の補助金を利用して下さい。

6. 放課後ルームの教室の確保について

夏休み中昼食時に使用していたエアコン付き教室は、昨年度まで放課後ルームが使用していた教室をのびのびルームへ明け渡した代わりに用意された教室です。昨年度までの保育水準を確保するために当該教室を夏休み以降も一年を通じて使用できるようにしてください。

7. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

のびのびルーム・放課後ルームにおいては事業の性質上、どうしても学校より自由な活動が増え、子ども同士の距離が必然的に近くなるなど、学校での活動よりも感染リスクが高ま

るため、学校に準じた感染対策では不十分です。また、これから梅雨時期には教室内で過ごさざるを得ない日が多くなり、より一層感染リスクが高まります。児童一人当たり 1.65m^2 、1教室あたり40人の基準を緩和し、もっとたくさんの共用教室を確保し、なおかつその単位毎に運営を行い、可能な限り感染リスクを低減させてください。

8. のびのびルーム及び放課後ルームの利用者数について

のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの令和3年6月以降直近までの各月の利用登録者数を教えてください。

受理年月日 令和3年8月10日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 松 谷 有 紀

津 森 和 美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルスの感染が拡大、継続し現在、大阪府に4度目の緊急事態宣言が発令中です。

のびのびルームでは、3密の状態にならないように工夫しながら、こどもたちの健康と命を守るたたかいが続けられています。

のびのびルームの現場では間隔を空ける、対面や接触の多い取り組みを中止することが求められていますが、あそびを中心とした活動内容や施設の確保や広さから大変難しい状態が続いている。

私たち、堺学童保育連絡協議会は堺の学童保育が充実、発展して、堺のこどもたちの放課後の生活が安全で楽しいものになって、豊かな成長と発達が保障されるように議会ごとに陳情を行ってきました。しかし、堺市の回答は質問に対する回答になっていません。

のびのびルームは就労家庭やひとり親家庭にとってではなくてはならないこどもたちの居場所であり、社会的必要性が再認識されました。また、2023年4月にむけて「放課後児童対策事業の統一」をめざす堺市として、どのような学童保育事業を展開しようとしているのか明確な回答を行ってください。実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. 新型コロナウィルス感染症予防対策について

(1) 衛生用品の配布の充実

のびのびルームへの衛生用品（マスク、消毒液、ハンドソープなど）の配布を定期的に継続して行ってください。

(2) 指導員への慰労

のびのびルームの指導員は、現在も通常業務以外の教室やトイレなどの施設や保育道具の消毒作業を続けています。引き続いて、指導員への慰労について検討を行ってください。

2. コロナ禍における、こどもたちの健全な育成を図るために

放課後児童クラブ運営指針には「放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。」とあります。

新型コロナウィルスの感染が継続している現状においても、こどもたちの健全な育成を図るため、主体的な遊びや生活ができるように以下の(1)～(3)を実現してください。

(1) 支援の単位ごとの運営

堺市は支援の単位ごとの運営を行っていません。支援の単位が増えるごとに指導員を増やしているだけです。これでは入所児童が増えると大規模化するだけです。

現在、校区によって定員が2組織80人から8組織320人までの差があります。しかし、組織数が増えても専用教室は2教室のままで、あとは共用教室で対応する。指導員は組織数に合わせて増やすだけで現場の責任者である主任は1名のままで。これでは、組織数が多いところと少ないところでは保育内容に違いがでるのは当然です。

これまで支援の単位ごとの運営を要望していますが堺市は「国では参酌基準となり放課後児童支援員の配置を1人とすることも可としていますが堺市では2人のままで」「支援の単位に必要な放課後児童指導員数は配置できている」と回答しています。

私たちは指導員の人数だけを要望しているのではありません。小学校のように支援の単位（クラス）ごとに施設（教室）と指導員（担任）を確保して独立した運営を求めているのです。ごまかさないで、質問に真摯に答えてください。

(2) 施設、環境の整備

共用教室はこどもたちの生活の場としてふさわしくありません。個人のロッカーも置けない共用教室による施設基準の確保はこどもたちに我慢を強要しています。校区による保育内容にも差異が現れています。早急に方針を転換して、組織数に応じた専用教室を確保してください。また、体調不良の児童が休める静養室を確保してください。

(3) 保育内容の充実

堺市では指導員への研修が不十分です。保育内容の充実のために指導員の研修の機会を保障してください。大阪府が実施している「放課後児童支援員認定資格研修」は16科目24時間です。「放課後児童クラブ運営指針」の内容を中心にしていますが時間が少ない状

況です。「放課後児童支援員認定資格研修」を受講して、さらに内容を深めるための研修を実現してください。

3. 運営事業者の変更について

運営事業者の変更は子どもたち、保護者、指導員にとって大きな問題です。特に2023年4月にむけた運営事業者の選定は92校区が一斉に行われることから混乱することができないようにしてください。

- (1) 保護者にむけた説明会を、その都度、必ず校区ごとに開催してください。
- (2) 選考の過程を公開してください。選考委員に保護者の立場、指導員の立場の人を入れてください。
- (3) 運営指針に沿った運営内容と労働法を遵守する事業者を選定してください。これまでの保育内容を継承して、さらに充実、向上するようにしてください。
- (4) 希望する指導員の現場での雇用を保障してください。2017年4月に堺学童保育指導員労働組合が大阪府労働委員会に救済申し立てを行った、いわゆるCLC事件のように希望する指導員の採用拒否が起こらないようにすすめてください。

4. 指導員の待遇改善について

堺市では指導員不足が常態化しています。指導員不足の解消と指導員が安心して働き続けられるために、国の「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」の補助金をうけて、職務にふさわしい待遇改善と労働条件の確立を行ってください。

5. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

教育委員会は「複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識している。今後、放課後の施策が利用するすべての児童にとって、よりよいものとなるよう事業の統一化について検討を行う」と回答しています。

再構築を進めるにあたっては、「子育てのまち、堺」として全国に誇れる内容にするために、パブリックコメントを実施だけでなく、利用者である保護者、子ども、そして、そこで働く指導員の意見を積極的に取り入れるために保護者、子ども、指導員の代表を委員とした検討委員会をつくり、保護者、子ども、指導員の意見を積極的に取り入れてください。

受理年月日 令和3年8月10日

令和3年 第3回市議会(定例会)陳情書綴

令和3年8月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-21-0058

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。